

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月29日

【事業年度】 第31期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社 トリドールホールディングス

【英訳名】 TORIDOLL Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 粟田 貴也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03 (4221) 8900 (代表)

【事務連絡者氏名】 ファイナンス本部 本部長 兼 財務部 部長 山口 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03 (4221) 8900 (代表)

【事務連絡者氏名】 ファイナンス本部 本部長 兼 財務部 部長 山口 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上収益 (百万円)	101,779	116,504	145,022	156,478	134,760
税引前利益又は損失 ( ) (百万円)	8,466	7,175	1,337	2,837	9,119
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 ( ) (百万円)	5,631	4,665	267	1,956	5,456
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	5,086	3,019	902	1,626	4,702
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	34,203	36,242	33,979	45,427	39,461
資産合計 (百万円)	64,011	111,525	117,979	209,978	209,411
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	394.22	417.07	399.01	532.32	456.92
基本的1株当たり当期利益又は損失 ( ) (円)	64.95	53.72	3.11	21.21	67.71
希薄化後1株当たり当期利益又は損失 ( ) (円)	64.64	53.33	3.09	21.14	67.71
親会社所有者帰属持分比率 (%)	53.4	32.5	28.8	21.6	18.8
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	17.5	13.2	0.8	4.9	-
株価収益率 (倍)	18.6	36.1	359.4	54.5	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,743	9,862	8,416	29,593	21,258
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,769	39,860	14,210	12,986	9,399
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	102	35,039	5,534	5,190	13,149
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11,183	14,798	14,398	25,801	24,969
従業員数 (人)	1,077	3,811	3,871	4,139	4,475
[ 外、平均臨時雇用者数 ]	[ 11,425 ]	[ 12,690 ]	[ 13,084 ]	[ 15,358 ]	[ 12,851 ]

(注) 1. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益又は損失」および「希薄化後1株当たり当期利益又は損失」を算定しております。

4. 従業員数欄の[ 外書 ]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。

5. 国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

6. 第30期よりIFRS第16号「リース」を適用しております。

7. 第29期に行った企業結合について、第29期においては取得原価の配分が完了していなかったため暫定的な会計処理を行いました。第30期において当該配分が完了したことから、第29期の連結財務諸表を遡及修正しております。

8. 第31期の親会社所有者帰属持分当期利益率および株価収益率については、当期損失のため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	80,095	72,310	77,368	78,728	74,583
経常利益	(百万円)	8,018	8,382	8,562	3,960	7,678
当期純利益又は当期純損失 ( )	(百万円)	4,747	5,182	1,576	9	3,901
資本金	(百万円)	3,995	4,057	4,100	4,181	4,228
発行済株式総数	(株)	43,380,200	43,448,845	43,489,576	43,571,676	87,221,952
純資産額	(百万円)	32,384	36,602	35,029	35,176	39,736
総資産額	(百万円)	56,681	99,173	105,991	122,915	125,272
1株当たり純資産額	(円)	369.91	417.42	406.90	407.29	454.62
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額)	(円)	26.00 ( - )	26.50 ( - )	1.50 ( - )	12.50 ( - )	4.50 ( - )
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ( )	(円)	54.75	59.68	18.37	0.10	45.22
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	54.49	59.25	18.28	-	45.03
自己資本比率	(%)	56.6	36.6	32.7	28.3	31.3
自己資本利益率	(%)	15.7	15.2	4.4	-	10.5
株価収益率	(倍)	22.1	32.5	60.8	-	36.7
配当性向	(%)	23.7	22.2	4.1	-	10.0
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	167 [89]	164 [44]	205 [14]	189 [16]	188 [13]
株主総利回り	(%)	108.7	173.9	101.8	105.8	150.5
(比較指標：TOPIX)	(%)	(112.3)	(127.4)	(118.1)	(104.1)	(145.0)
最高株価	(円)	3,300	4,295	4,125	1,210 (3,170)	1,794
最低株価	(円)	1,890	2,323	1,642	1,080 (1,796)	893

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第30期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第30期の株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

6. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しております。なお、第30期以前の1株当たり配当額については、当該株式分割前の期末の配当額を記載しております。

7. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。

8. 最高株価および最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。また、当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の株価については株式分割による権利落ち後の最高株価および最低株価を記載しており、( )内に株式分割前の最高株価および最低株価を記載しております。

9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第29期の期首から適用しており、第28期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

提出会社は、1985年8月に兵庫県加古川市において、当社代表取締役社長栗田貴也が個人事業として炭火焼鳥屋「トリドール三番館」を開店したのに始まり、1990年6月に有限会社トリドールコーポレーションに法人改組し、その後、洋風居酒屋「トリドール」の展開による事業拡大に伴い、1995年10月に株式会社トリドールに改組しております。

株式会社改組後の企業集団に係る経緯は、下表のとおりであります。

年月	事項
1995年10月	株式会社トリドール設立
1998年4月	和風焼鳥ファミリーダイニングとして「日の出食堂」開店
1999年3月	洋風居酒屋「トリドール」を和風焼き鳥ファミリーダイニング「とりどーる」へ転換開始 (これに伴い「日の出食堂」も「とりどーる」へ名称変更)
2000年11月	セルフうどんの新業態として「丸亀製麺加古川店」(兵庫県加古川市)開店
2003年9月	ショッピングセンターのフードコートエリアに「丸亀製麺プロメナ店」(兵庫県神戸市)開店
2004年9月	焼きそばの新業態として「長田本庄軒イトーヨーカ堂明石店」(兵庫県明石市)開店
2005年4月	ラーメンの新業態として「丸醬屋イオン苫小牧店」(北海道苫小牧市)開店
2006年2月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2007年10月	神戸市中央区に本社を移転
2008年12月	東京証券取引所第一部に市場変更
2011年4月	ハワイのホノルルに海外1号店を開店
2012年1月	タイのバンコクにフランチャイズ1号店を開店
2012年8月	韓国ソウルに、TORIDOLL KOREA CORPORATIONを設立(現・連結子会社)
2012年9月	中国香港に東利多控股有限公司を設立(現・連結子会社)
2012年12月	中華民国台北に台湾東利多股份有限公司を設立(現・連結子会社)
2013年4月	米国ハワイにGEORGE'S DONUTS CORPORATION(現・GEORGE'S CORPORATION)を設立(現・連結子会社)
2013年4月	米国デラウェアにあるDREAM DINING CORPORATION(現・TORIDOLL DINING CORPORATION)の株式取得 (現・連結子会社)
2014年4月	ケニアナイロビにTORIDOLL KENYA LIMITEDを設立
2015年6月	オランダアムステルダムにあるWOK TO WALK FRANCHISE B.V.の株式取得(現・連結子会社)
2016年2月	マレーシアクアラランプールにあるUTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHDの株式取得(現・持分法適用共同支配企業)
2016年5月	日本国内にある株式会社ソノコの株式取得(現・連結子会社)
2016年10月	会社分割(吸収分割)により、当社の日本国内における店舗事業(本社・本社管理機能を除く。)を株式会社トリドール分割準備会社に承継し、持株会社体制へ移行するとともに、当社は商号を株式会社トリドールホールディングスに、株式会社トリドール分割準備会社は商号を株式会社トリドール(現・連結子会社。2017年10月に株式会社トリドールジャパンに商号変更)に変更
2017年8月	日本国内にある株式会社アクティブソースの株式取得(現・連結子会社)
2017年12月	日本国内にある株式会社ZUNDの株式取得(現・連結子会社)
2018年1月	香港にあるJOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED(現・Tam Jai International Co.Limited)およびそのグループ会社、STRENGTHEN POWER CATERING LIMITED、BEST NEW MANAGEMENT LIMITEDおよびそのグループ会社を取得(2019年9月30日に、Tam Jai International Co.Limitedを存続会社として、BEST NEW MANAGEMENT LIMITEDおよびSTRENGTHEN POWER CATERING LIMITEDを吸収合併)
2018年12月	シンガポールにあるMC GROUP PTE.LTD.の株式取得(現・連結子会社)
2019年11月	2020年4月1日を効力発生日として会社分割(吸収分割)の方式により、当社の連結子会社である株式会社トリドールジャパン(現・連結子会社。2020年4月に株式会社丸亀製麺に商号変更)の事業の一部を株式会社トリドールジャパン分割準備会社(現・連結子会社。2020年4月に株式会社トリドールジャパンに商号変更)、株式会社肉のヤマキ商店分割準備会社(現・連結子会社。2020年4月に株式会社肉のヤマキ商店に商号変更)に承継することを決議
2020年4月	簡易株式交換により株式会社ZUND及び株式会社アクティブソースを完全子会社化
2020年7月	英国にMARUGAME UDON (EUROPE) LIMITED を設立(現・連結子会社)

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社59社、共同支配企業および関連会社41社で構成されており、直営およびフランチャイズによる外食事業を営んでおります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 5. 事業セグメント」に記載のとおりであります。

現在、当社グループが展開する主な業態は、主力業態であるセルフうどんの「丸亀製麺」であります。

海外における店舗展開といたしましては、各国直営店にて出店を進めたほか、合併会社またはフランチャイズ(以下「FC等」という。)においても出店を進めた結果、海外における当連結会計年度末の店舗数は626店舗(うち、FC等404店舗)となりました。

その他業態としては、国内におきましては、ハワイアンパンケーキおよびコーヒーを提供するコナズ珈琲の「カフェ」、かつ丼、トンテキ専門店の「豚屋とんー」、創業業態である焼き鳥ファミリーダイニングの「とりどーる」、ラーメン業態である「丸醬屋」、焼きそば業態である「長田本庄軒」、天ぷら定食の「まきの」、ラーメン業態である「ずんどう屋」、大衆酒場業態である「晩杯屋」等を展開しており、国内における当連結会計年度末の店舗数は266店舗(うち、FC等8店舗)となりました。

これにより、当社グループによる当連結会計年度末の店舗数は1,747店舗(うち、FC等412店舗)となりました。

当社グループでは、「できたて感」「手づくり感」を重視し、オープンキッチンを採用し、調理シーンを楽しく見ていただける臨場感あふれる店舗を共通の特徴とし、特に「丸亀製麺」等、麺を主力商品とする業態店舗は、製麺機を店内に設置し製麺を行うなど、エンターテインメント性にあふれた店舗づくりを行っております。

セグメント	業態	業態コンセプト	直営店		FC等
			ロードサイド	ショッピングセンター	
丸亀製麺	セルフうどん	本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。 (想定平均顧客単価：500円前後) (主な関係会社)株式会社丸亀製麺	663店	192店	-
海外事業	海外における飲食事業全般	33の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。 (主な関係会社) Tam Jai International Co.Limited、MARUGAME UDON USA,LLC、台湾東利多股份有限公司、WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	222店		404店
その他	-	「カフェ」、「豚屋とんー」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。 (主な関係会社)株式会社トリドールジャパン、株式会社ソノコ、株式会社ZUND、株式会社アクティブソース	171店	87店	8店

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 東利多控股有限公司(注)2	香港	2,452,337,874 香港ドル	海外事業の統括管理	100.0	役員の兼任1名
台湾東利多股份有限公司	台北	52,500,000 台湾ドル	レストラン経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任2名
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	142 米ドル	持株会社	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステルダム	18,000 ユーロ	レストラン経営等	80.0	役員の兼任3名 資金の貸付
株式会社丸亀製麺 (注)2、5	神戸市中央区	10,000,000円	レストラン経営等	100.0	役員の兼任1名 設備の賃貸借 営業上の取引 資金の貸付
株式会社ソノコ	東京都港区	100,000,000円	化粧品販売等	100.0	資金の貸付
株式会社TGF	兵庫県加古川市	10,000,000円	農産物の販売等	58.5	役員の兼任1名
Tam Jai International Co.Limited (注)6	香港	10,020 香港ドル	レストラン経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任2名
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	300,000 シンガポールドル	レストラン経営等	70.0	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社アクティブソース	東京都品川区	10,000,000円	レストラン経営等	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社ZUND	兵庫県姫路市	30,000,000円	レストラン経営等	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
その他48社					

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(持分法適用共同支配企業等) (注)4 UTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHD	クアラルンプール	400,000 リンギット	レストラン 経営等	49.0	資金の貸付
SHORYU HOLDINGS LIMITED	ロンドン	235,000 ポンド	レストラン 経営等	38.7 [ 38.7 ]	役員の兼任2名 資金の貸付
Beyond Restaurant Group, LLC	アーバイン	3,331,238 米ドル	レストラン 経営等	40.0 [ 40.0 ]	役員の兼任1名 資金の貸付
丸龜製麺(香港)有限公司	香港	15,310,000 香港ドル	レストラン 経営等	37.0 [ 37.0 ]	-
その他37社					

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[内書]は間接所有であります。

4. 共同支配企業および関連会社を「共同支配企業等」と表示しております。

5. 株式会社丸龜製麺については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。2021年3月期に作成された日本基準に基づく財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等	(1) 売上高	80,932百万円
	(2) 営業損失( )	7,211百万円
	(3) 当期純損失( )	5,230百万円
	(4) 純資産額	5,207百万円
	(5) 総資産額	7,981百万円

6. Tam Jai International Co.Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。2021年3月期に作成されたIFRSに基づく財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	24,534百万円
	(2) 営業利益	4,545百万円
	(3) 当期利益	3,935百万円
	(4) 資本合計	7,768百万円
	(5) 総資産額	20,013百万円

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
丸亀製麺	757 [ 8,802 ]
海外事業	3,002 [ 1,039 ]
その他	489 [ 2,872 ]
全社(共通)	227 [ 138 ]
合計	4,475 [ 12,851 ]

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない営業部門および管理部門に所属している従業員であります。

## (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
188 [ 13 ]	40.49	5.08	7,274

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	188 [ 13 ]
合計	188 [ 13 ]

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。
4. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
5. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない営業部門および管理部門に所属している従業員であります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループは、2004年5月に結成された労働組合「トリドール労働組合」があり、UAゼンセン(2012年11月6日に、UIゼンセン同盟とサービス・流通連合が統合して誕生した産業別組織で、正式名称を「全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟」という。)に加盟しております。従業員のうち、2021年3月末日現在の正社員組合員数は1,049人、臨時従業員のうち、2021年3月末日現在の組合員数は27,633人です。

また、株式会社丸亀製麺、株式会社トリドールジャパン、株式会社肉のヤマキ商店、株式会社トリドールD&Iおよび株式会社トリドールビジネスソリューションズがトリドール労働組合と、株式会社ZUNDにおいては同じくUAゼンセン加盟組合の「ZUNDユニオン」とユニオンショップ協定を締結しており、これらを除く他の連結子会社には、労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営方針

当社グループは、「おもてなしの心」と「手づくり」「できたて」による食の感動を通じて“お客様と接する瞬間に、お客様のよろこびを最大化する”ことを追求し、常に変化を恐れず、果敢に挑戦を続けることで成長を遂げてまいりたいと考えております。

その思いをもとに「すべては、お客様のよろこびのために。」を経営理念としております。

#### (2) 経営環境

わが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい状況となりました。

外食産業におきましては、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等に加えて新型コロナウイルスの感染拡大により消費マインドが悪化しており、厳しい経営環境が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき運営してまいりました。

今後の新型コロナウイルス感染症の当社グループへの影響につきましては、感染拡大や長期化に伴い、営業時間短縮および消費の低迷などが懸念されますが、政府や各都道府県における各種要請に応じて営業時間の短縮等は行うものの、営業を継続することを前提としております。

当社グループの売上、利益に及ぼすと想定されるリスクを最大限に考慮しつつ、広告宣伝費や水道光熱費をはじめ、本社コストの見直しによる圧縮により、コスト削減を図ります。その上で、丸亀製麺については、「うどん弁当」の販売等によるテイクアウト施策の強化やテイクアウト専用窓口の設置などにより、売上収益の向上を図ります。

海外につきましては、日本の丸亀製麺でのマーケティング施策の成功体験を形式知化し、各国にノウハウを展開し、売上収益の向上を図ります。

また、不透明な外部環境の中でも円滑な事業運営ができるよう、既存取引銀行からの短期借入枠等を活用するなど手元流動性を高めることに努めます。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「複数の成長軸をもつグローバル企業」となることを目指し、次の項目を指標に掲げております。

連結売上収益3,500億円（FC店の店舗売上を含む場合、5,000億円）

積極的な商品施策の実施や、優秀な人材の確保と育成に注力することにより、国内における安定的な売上を確保すると共に、海外においては、事業基盤（プラットフォーム）も活用し、独資・直営モデルだけでなく、JV、フランチャイズなど、パートナーのノウハウをレバレッジさせ成長を加速させることにより連結売上収益3,500億円（FC店の店舗売上を含む場合、5,000億円）の達成を目指してまいります。

ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）

投資収益性と成長性の2軸で事業（店舗）運営を判断し、双方のバランスを取りながら、キャッシュ・フローの最大化を目指し、高い株主還元を実現すると共に、企業価値の最大化を目指すためROEを重要な経営指標としてまいります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上をはじめ、マーケティング施策や教育の充実等により既存店の強化を図るとともに、新業態の開発やM&Aにより、新たな成長軸を設け、更なる事業の安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等を実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

（注）QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

グローバルマルチブランド戦略による展開

主力業態である「丸亀製麺」で創出した事業基盤を活かし、新たな付加価値を持つ業態を育成するグローバルマルチブランド戦略を展開してまいります。

なお、海外事業においては、地域の食文化に対応し展開を図っておりますが、進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くことも想定されます。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

以下には、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご留意ください。

### 外食業界の動向および競争の激化について

当社グループの属する外食業界は、ファストフードチェーン大手が相次いで比較的高価格のフェアメニューを投入し、客単価アップを図るなど、景気の回復による個人消費の回復への期待感はあるものの、景気の不透明感から本格的な需要の回復には至らず、引き続き経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、「すべては、お客様のよこごびのために。」という経営理念のもと、「手づくり」「できたて」「臨場感」にこだわった店づくりにより、競合他社との差別化を図っております。また、QSCの維持・向上、教育の充実等を図るとともに経費削減策等を実施し、収益性を維持する方針であります。

しかしながら、外食市場の縮小、競争の激化等により既存店の売上収益が当社の想定以上に減少した場合、または経費削減策が奏功しなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 店舗展開について

#### (a) 店舗展開の基本方針について

当社グループは、主に直営による店舗運営を行っております。今後も立地条件、賃借条件、店舗の採算性などを勘案し、出店を継続していく方針であります。

しかしながら、許認可手続きの遅れ等によるオープン日の遅延または、当社グループが期待する出店候補地が見つからない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (b) ショッピングセンターへの出店について

当社グループの当連結会計年度末における国内直営店1,113店舗のうち、279店舗がショッピングセンターへの出店となっております。

当社グループは、今後もショッピングセンターへの出店を行っていく方針ですが、出店先のショッピングセンター等の立地において、商流の変化および周辺の商業施設との競合等が生じることによりショッピングセンター自体の集客力が低下した場合、また、今後新規ショッピングセンターの出店の減少、あるいはリニューアルの鈍化により当社グループへの出店要請が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (c) ショッピングセンターに係る契約について

ショッピングセンターに係る契約の中には、最低売上収益の未達、資本構成または役員構成の重要な変更、役員の大過半数の変更、合併その他の営業に関する重大な変更等を原因として解除される可能性のある契約が存在するため、これらの事由が生じ、契約が解除された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ショッピングセンターにおいては、一賃貸人と多数の店舗について契約を締結している場合があり、かかる賃貸人との複数の契約が同時に解除された場合、当社グループの業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

#### (d) ロードサイド店舗の出店について

当社グループの当連結会計年度末における国内直営店1,113店舗のうち、834店舗がロードサイド店舗となっております。

ロードサイド店舗においては、メニュー構成、販売促進施策、営業時間といった当社独自の営業方針が直接的に反映できることから、当社グループは、厳選した立地において出店を継続する方針ですが、ロードサイド店舗は立地特性で集客力が大きく左右されます。そのため、当社グループが希望する立地への出店ができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (e) 敷金、保証金、建設協力金について

当社グループは、出店等に際して賃借物件（土地・建物）により店舗開発を行うことを基本方針としております。賃借物件においては、賃貸人に対し、敷金、保証金、建設協力金を預け入れる場合があり、今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗に係る敷金、保証金、建設協力金の返還や店舗運営の継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社グループの都合による中途解約があった場合、当社グループが締結している賃貸借契約の内容によっては敷金、保証金、建設協力金の全部または一部が返還されない場合があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (f) 主要業態への依存について

当社グループは、今後、新業態・新市場の開拓を図ってまいります。依然、丸亀製麺事業が売上収益の大半を占め、主力業態として他業態を牽引しております。

消費者の嗜好の変化等による麺類需要の低下などがあった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (g) 減損損失および不採算店舗の閉鎖について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用し、事業用固定資産の投資の回収可能性を適時判断しております。

当社グループは、減損会計の適用により適時減損兆候の判定を行い、今後の出店数の増加に伴う不採算店舗の発生を早期に把握し、投下資本の選別をより厳しく行う事によって、経営効率の向上を目指してまいります。

事業環境の変化等により収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があり、また、不採算店舗の閉鎖時においては、賃貸借契約およびリース契約の解約に伴う損失等が発生するため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (h) 商標権について

当社グループは、商標権を各事業にとって重要なものと位置付け、登録が困難なものを除き、商標の登録を行う方針であります。

しかし、当社グループが使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合には、店舗名の変更等に伴い費用が発生する可能性があるほか、商標の使用差止、使用料および損害賠償等の支払請求がなされる可能性もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 人材の確保等について

当社グループは、今後、店舗展開を行う中で、店舗開発や店舗運営において経験を持った人材を確保し、育成していくことは重要な課題であると考え、求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、OJTによる教育、人事考課制度充実による実力主義の浸透などによる人材育成に取り組んでおります。また、質の高い店舗スタッフの安定的な確保および育成も重要な課題であると考えております。

しかしながら、人材確保および人材育成が当社グループの計画どおり進まない場合、お客様に満足いただけるサービスの提供が十分に行えないなど、当社グループの業績および出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

## 法的規制について

## (a) 法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加え、食品衛生法をはじめとする食品衛生関係のほか、環境関係、建築設備関係などの様々な法的規制を受けております。

これらの法規制が変更・強化された場合には、それに対応するための新たな費用が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (b) 食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所轄保健所より飲食店営業許可を取得しておりますが、食中毒事故等が発生した場合には、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

#### 食の安全について

当社グループは、従前より食の安全への対応を重視しており、店舗における衛生状態に関する調査を外部専門業者に依頼し、また当社品質管理担当による直接指導を実施するなど、その対策を順次強化しております。

また、仕入食材への更なる対策の必要性を認識し、従来より行っております国内外の仕入先工場に対する当社規格書・当社指定の品質および衛生管理基準の遵守状況等の調査、輸入食材の輸出用衛生証明書の確認等に加え、PB（プライベート・ブランド）商品等に対する品質・安全性に対する確認も強化してまいります。

しかしながら、これらの対策にも拘らず当社グループの提供するサービスにおいて食の安全性が疑われるなどの事態が発生した場合は、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 自然災害等について

当社グループは、国内および海外において店舗運営をしておりますが、当社グループの営業地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害等が発生し、原材料の調達が阻害された場合や店舗施設の損壊などにより店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされた場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 海外事業展開におけるリスクについて

当社グループは、国内および海外において店舗展開しており、海外子会社または共同支配企業および関連会社の進出国における政情、経済、法規制、ビジネス慣習等の特有なカントリーリスクにより、計画した事業展開を行うことができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは、海外においては子会社または共同支配企業および関連会社による店舗運営のほか、現地企業とフランチャイズ契約を締結し、同国内でのスムーズな多店舗展開および地域に根付いた店舗運営を図っているため、フランチャイズ加盟企業の減少や業績の悪化により、フランチャイズ・チェーン展開が計画どおりに実現できない場合、ロイヤリティ収入が減少することなどにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替変動について

当社グループは、海外のグループ会社への投融資を行っております。このため、為替相場が大幅に変動した場合は、為替差損益が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、連結財務諸表の作成にあたり、海外のグループ会社の現地通貨建ての収益および費用等は、日本円に換算しております。このため、為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### のれん、無形資産のリスクについて

当社グループは、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産について償却は行わず、每期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施し、その結果によって減損損失の計上は当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新型コロナウイルスの感染症拡大によるリスクについて

当社グループにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業を取り巻く環境について先行き不透明な状況が生じています。感染拡大や長期化に伴い、臨時休業・営業時間短縮や消費の低迷などが懸念され、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染による事業リスクを最小限に抑えるため、従業員に対する新型コロナウイルスガイドラインの策定、在宅勤務の推進等により感染拡大防止に努めております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

#### （1）経営成績の分析

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	増減	増減率（％）
売上収益	156,478	134,760	21,718	13.9
事業利益又は損失（ ）	8,881	3,872	12,753	-
調整後EBITDA	28,874	17,395	11,479	39.8
営業利益又は損失（ ）	4,367	7,336	11,703	-
当期利益又は損失（ ）	1,941	5,419	7,360	-
店舗数（店）	1,781	1,747	34	1.9

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい状況となりました。

外食産業におきましては、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等に加えて新型コロナウイルスの感染拡大により消費マインドが悪化しており、厳しい経営環境が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき運営してまいりました。

国内におきましては、主力業態丸亀製麺において、コロナ禍における店舗での感染防止策を実施した他、テイクアウトを強化するなど、収益の維持、拡大に向けた各種施策を積極的に実施してまいりました。また、海外におきましては、新規出店を継続するとともに進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施した他、コロナ禍における各地域の状況を鑑み、テイクアウト、デリバリーの強化を行うなどの施策を実施してまいりました。

当連結会計年度の店舗数におきましては141店舗出店(うちFC等52店舗)、175店舗退店(うちFC等86店舗)した結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ、34店舗(うち、FC等34店舗)減少して1,747店舗(うち、FC等412店舗)となりました。(注1)

当連結会計年度における業績につきましては、売上収益は1,347億60百万円(前期比13.9%減)となり、事業損失(注2)は38億72百万円(前期は事業利益88億81百万円)、営業損失は73億36百万円(前期は営業利益43億67百万円)、税引前損失は91億19百万円(前期は税引前利益28億37百万円)、親会社の所有者に帰属する当期損失は54億56百万円(前期は親会社の所有者に帰属する当期利益19億56百万円)となりました。

また、EBITDAは106億92百万円(前期比57.2%減)、調整後EBITDAは173億95百万円(前期比39.8%減)となりました。(注3)

(注1) 当社または当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

(注2) 事業損益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出し、営業損益は事業損益から減損損失、その他の営業収益及びその他の営業費用を加減算して算出しております。

(注3) 当社グループの業績の有用な比較情報として、EBITDAおよび調整後EBITDAを開示しております。

EBITDAは、営業損益から非現金支出項目(減価償却費及び償却費)等の影響を除外しております。

また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失および非経常的費用項目の影響を除外しております。

EBITDAおよび調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・ EBITDA = 営業損益 + その他の営業費用 - その他の営業収益 + 減価償却費及び償却費

・ 調整後EBITDA = EBITDA + 減損損失 + 非経常的費用項目

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

セグメント	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	店舗数(店)	売上収益(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	売上収益(百万円)	構成比(%)
丸亀製麺	845	95,641	61.1	855	80,995	60.1
海外事業	628 [ 438 ]	32,899	21.0	626 [ 404 ]	31,273	23.2
その他	308 [ 6 ]	27,937	17.9	266 [ 8 ]	22,493	16.7
合計	1,781 [ 444 ]	156,478	100.0	1,747 [ 412 ]	134,760	100.0

(注) 店舗数の [ 内書 ] は、FC等の店舗数であります。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品およびサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントおよび地域別セグメントから構成されており、「丸亀製麺」および「海外事業」の計2区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

なお、前連結会計年度において、一部のマーケティング関連費用を「調整額」の全社費用として計上しておりましたが、会社分割および組織変更に伴い、当連結会計年度より丸亀製麺セグメントおよびその他セグメントに配分する方法に変更しております。

また、前連結会計年度までは、「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」に区分しておりましたが、当連結会計年度より事業ポートフォリオを見直し、「丸亀製麺」、「海外事業」および「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。この変更により、国内事業は「丸亀製麺」と国内の丸亀製麺以外の「その他」の区分となります。

これにより、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

#### < 丸亀製麺 (セルフうどん業態) >

丸亀製麺では、ロードサイド22店舗、ショッピングセンター内9店舗の計31店舗を出店し、21店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は855店舗となりました。

この結果、売上収益は809億95百万円(前期比15.3%減)となり、セグメント利益は23億32百万円(前期比82.2%減)となりました。

#### < 海外事業 >

海外事業では、93店舗(うち、FC等52店舗)を出店し、95店舗(うち、FC等86店舗)を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は626店舗(うち、FC等404店舗)となりました。

この結果、売上収益は312億73百万円(前期比4.9%減)となり、セグメント利益は13億1百万円(前期比63.8%減)となりました。

#### < その他 >

その他では、17店舗を出店し、59店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は266店舗(うち、FC等8店舗)となりました。

なお、その他には「カフェ」、「豚屋とん一」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

この結果、売上収益は224億93百万円(前期比19.5%減)となり、セグメント利益は1億97百万円(前期比548.4%増)となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減率(%)
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,593	21,258	28.2
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,986	9,399	27.6
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,190	13,149	153.3
現金及び現金同等物	25,801	24,969	3.2

営業活動によるキャッシュ・フローは212億58百万円の収入（前期比28.2%減）となりました。これは主に税引前損失が91億19百万円、減価償却費及び償却費が212億38百万円、減損損失が66億74百万円、営業債務及びその他の債務の増加が24億71百万円あったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは93億99百万円の支出（前期比27.6%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が87億83百万円あったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは131億49百万円の支出（前期比153.3%増）となりました。これは主に長期借入れによる収入が97億21百万円、短期借入金の純増加額が69億94百万円あった一方で、リース負債の返済による支出が155億39百万円、長期借入金の返済による支出が124億54百万円あったこと等によるものです。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ8億32百万円減少し、249億69百万円（前期比3.2%減）となりました。

## (3) 財政状態の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減率(%)
資産合計	209,978	209,411	0.3
負債合計	163,414	169,471	3.7
資本合計	46,565	39,940	14.2
親会社所有者帰属持分比率(%)	21.6	18.8	13.0
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	532.32	456.92	14.2
純有利子負債	115,934	118,355	2.1
ネットレバレッジ・レシオ	4.02	6.80	69.5

ネットレバレッジ・レシオ = 純有利子負債(有利子負債-現預金) ÷ 調整後EBITDA

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ5億68百万円減少し、2,094億11百万円(前期比0.3%減)となりました。これは主に繰延税金資産が前連結会計年度末に比べ43億14百万円増加した一方で、有形固定資産、持分法で会計処理されている投資、その他の金融資産がそれぞれ前連結会計年度末に比べ26億26百万円、10億86百万円、9億92百万円減少したことによるものです。

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ60億57百万円増加し、1,694億71百万円(前期比3.7%増)となりました。これは主に短期借入金が前連結会計年度末に比べ69億93百万円増加したことによるものです。

資本は、前連結会計年度末に比べ66億25百万円減少し、399億40百万円(前期比14.2%減)となりました。これは主に利益剰余金が63億71百万円減少したことによるものです。

親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度末に比べ13.0%減少し、18.8%となりました。これは主に利益剰余金が63億71百万円減少したことによるものであります。

1株当たり親会社所有者帰属持分は前連結会計年度末に比べ75.40円減少し、456.92円(前期比14.2%減)となりました。

また、ネットレバレッジ・レシオは前連結会計年度末に比べて2.78悪化し、6.80となりました。これは主に調整後EBITDAが114億79百万円減少したことによるものです。

## (4) 生産、受注および販売の実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績と受注実績は記載しておりません。

## a. 仕入実績

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
丸亀製麺	20,142	87.3
海外事業	8,228	97.0
その他	6,157	68.3
合計	34,526	85.1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## b. 販売実績

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
丸亀製麺	80,995	84.7
海外事業	31,273	95.1
その他	22,493	80.5
合計	134,760	86.1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

## (6) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額および収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断および仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断および仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断および仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 2 . 作成の基礎 (4) 見積りおよび判断の利用 3 . 重要な会計方針」に記載されているとおりであります。

## (7) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりです。

( 8 ) 当社グループの資本の財源および資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、子会社株式の取得等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金および金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当連結会計年度末における借入金およびリース負債を含む有利子負債の残高は1,433億24百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は249億69百万円となっております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事業環境の不確実性を鑑み、運転資金の確保および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン90億円および当座貸越90億円、合計短期借入枠180億円の契約を延長することを決議しました。

延長契約日における未使用の借入枠はコミットメントライン契約が90億円、当座貸越契約が60億円であります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においても、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は「丸亀製麺」を中心に89店舗（直営のみ）の新規出店等を行った結果、当連結会計年度の設備投資総額は、26,570百万円となりました。

なお、一部業績不振等により、減損損失6,674百万円を計上しております。

当連結会計年度の設備投資をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

#### (1) 丸亀製麺

当連結会計年度における主な設備投資は、ロードサイドへの出店22店舗およびショッピングセンター内への出店9店舗の計31店舗の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新等を中心とする総額11,759百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

#### (2) 海外事業

当連結会計年度における主な設備投資は、41店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新を中心とする総額8,971百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

#### (3) その他

当連結会計年度における主な設備投資は、17店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新を中心とする総額5,704百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

#### (4) 全社資産

当連結会計年度における主な設備投資は、提出会社において、社内業務管理システムの構築を中心とする総額136百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

## 2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

セグメント の名称 (地区)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
丸亀製麺 (北海道地区)	28	営業店舗用 設備	- <4,503>	555	80	1,842	228	2,706	- (-)
丸亀製麺 (東北地区)	41	営業店舗用 設備	- <7,403>	562	170	2,362	481	3,574	- (-)
丸亀製麺 (関東地区)	289	営業店舗用 設備	- <45,366>	5,066	1,327	18,321	2,844	27,558	- (-)
丸亀製麺 (中部地区)	169	営業店舗用 設備	- <29,334>	3,195	731	9,718	1,283	14,926	- (-)
丸亀製麺 (近畿地区)	164	営業店舗用 設備	- <28,339>	2,539	639	10,466	1,480	15,124	- (-)
丸亀製麺 (中国地区)	64	営業店舗用 設備	- <11,880>	985	235	3,629	633	5,482	- (-)
丸亀製麺 (四国地区)	23	営業店舗用 設備	- <3,897>	433	83	1,643	225	2,384	- (-)
丸亀製麺 (九州地区)	77	営業店舗用 設備	- <12,641>	1,052	250	4,929	800	7,032	- (-)
その他 (北海道地区)	1	営業店舗用 設備	- <289>	0	2	5	4	12	- (-)
その他 (東北地区)	4	営業店舗用 設備	- <223>	32	4	41	15	91	- (-)
その他 (関東地区)	66	営業店舗用 設備	- <8,095>	1,766	328	3,988	807	6,890	- (-)
その他 (中部地区)	19	営業店舗用 設備	- <3,724>	1,008	232	1,568	204	3,012	- (-)
その他 (近畿地区)	63	営業店舗用 設備	- <9,755>	1,315	212	2,609	619	4,755	- (-)
その他 (中国地区)	5	営業店舗用 設備	- <479>	151	24	168	31	374	- (-)
その他 (四国地区)	7	営業店舗用 設備	- <647>	122	33	156	30	340	- (-)
その他 (九州地区)	15	営業店舗用 設備	- <2,738>	767	126	1,361	182	2,436	- (-)
店舗計	1,035	営業店舗用 設備	-	19,548	4,476	62,805	9,867	96,696	- (-)

セグメント の名称 (地区)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業 員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
本社等	-	事務所 設備等	- <4,841>	900	245	1,955	457	3,558	188 (13)
合計	1,035	-	-	20,449	4,721	64,760	10,323	100,254	188 (13)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

4. < >内の面積は、外数で賃借分を示しております。

5. 従業員数は、就業人員であり、( )内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

6. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

## (2) 国内子会社

2021年3月31日現在

セグメントの名称 会社名 (所在地)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
丸亀製麺 株式会社丸亀製麺 (兵庫県神戸市)	855 (855)	営業店舗用 設備	-	-	-	-	-	-	757 (8,802)
その他 株式会社トリドール ジャパン (兵庫県神戸市)	180 (180)	営業店舗用 設備	-	-	-	-	-	-	207 (1,530)
その他 株式会社ソノコ (東京都中央区他)	1	営業店舗用 設備、事務 所設備等	-	84	13	414	116	627	35 (12)
その他 株式会社アクティ ブソース (東京都品川区他)	41	営業店舗用 設備、事務 所設備等	-	313	13	552	146	1,023	50 (82)
その他 株式会社ZUND (兵庫県姫路市他)	44	営業店舗用 設備、事務 所設備等	-	1,571	130	2,227	213	4,141	162 (1,113)
合計	1,121	-	-	1,967	156	3,193	475	5,791	1,211 (11,539)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

4. 従業員数は、就業人員であり、( )内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

5. 店舗数の( )は、親会社である株式会社トリドールホールディングスと利用契約を結んでいる店舗数であります。

6. 株式会社丸亀製麺は、2021年6月1日に本店所在地を兵庫県神戸市から東京都渋谷区へ移転いたしました。

7. 株式会社トリドールジャパンは、2021年6月1日に本店所在地を兵庫県神戸市から東京都渋谷区へ移転いたしました。

## (3) 在外子会社

2021年3月31日現在

セグメントの名称 会社名 (所在地)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
海外事業 台湾東利多股份 有限公司 (台北他)	42	営業店舗用 設備等	-	582	220	821	25	1,648	108 (242)
海外事業 TORIDOLL KOREA CORPORATION (ソウル他)	4	営業店舗用 設備等	-	-	-	9	72	81	26 (4)
海外事業 GEORGE'S CORPORATION (ホノルル)	1	営業店舗用 設備等	-	97	26	-	8	131	4 (-)
海外事業 TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC (ロサンゼルス 他)	1	営業店舗用 設備等	-	-	-	-	4	4	3 (-)
海外事業 Tam Jai International Co. Limited (香港他)	147	営業店舗用 設備等	-	1,706	719	8,033	1,135	11,593	2,684 (492)
海外事業 MARUGAME UDON USA, LLC (デラウェア他)	10	営業店舗用 設備等	-	526	188	796	60	1,570	20 (202)
海外事業 TORIDOLL (CAMBODIA) COMPANY LIMITED (プノンペン)	1	営業店舗用 設備等	-	22	3	37	3	65	31 (-)
海外事業 MC GROUP PTE. LTD. (シンガポール 他)	16	営業店舗用 設備等	-	-	132	442	109	683	99 (99)
合計	222	-	-	2,934	1,287	10,138	1,416	15,775	2,975 (1,039)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 店舗数にはFC店舗は含まれておりません

3. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

4. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

5. 従業員数は、就業人員であり、( )内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

6. 在外子会社の資産は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	丸亀製麺 堺深井店 他3店 (大阪府堺市中区他)	丸亀製麺	336	152	自己資金、 借入金	2021年1月 ~2021年4月	2021年4月 ~2021年6月
株式会社ZUND	ラー麺ずんどう屋 京都洛西店 (京都府京都市西京 区)	その他	51	5	借入金	2021年4月	2021年5月
台湾東利多股 份有限公司	丸亀製麺 家樂福成功店 他2店 (台湾)	海外事業	146	85	自己資金	2021年1月 ~2021年2月	2021年4月 ~2021年5月
Tam Jai Internationa l Co. Limited	雲南ヌードル East Pacific Mall 店 他2店 (中国深セン)	海外事業	128	30	自己資金	2021年2月	2021年4月

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 設備の内容はすべて営業店舗用設備であります。

3. 投資予定額には、敷金・保証金および建設協力金が含まれており、使用权資産は除かれております。

## (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,400,000
計	230,400,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	87,221,952	87,261,752	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	87,221,952	87,261,752	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

当社取締役、監査役および従業員に対するもの

決議年月日	2012年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 482名
新株予約権の数	943個 [857個] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 188,600株 [171,400株] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり701円とする。(注) 2、6
新株予約権の行使期間	2015年6月28日～2022年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 974円 (注) 3、4、6 資本組入額 487円
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部行使は認めない。 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株(以下「付与株式数」という。)とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値(終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
 

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
    - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

## 当社取締役および従業員に対するもの

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員を除く） 2名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社従業員 666名
新株予約権の数	2,802個 [2,599個] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 560,400株 [519,800株] （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり976円とする。 （注）2、6
新株予約権の行使期間	2018年6月26日～2025年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,277円 （注）3、4、6 資本組入額 639円
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部行使は認めない。 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株（以下「付与株式数」という。）とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由および取得の条件

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本事項において同じ。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員に対するもの

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員を除く） 3名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社執行役員 2名 当社従業員 151名 当社指定の子会社取締役 1名 当社指定の子会社従業員 497名
新株予約権の数	4,426個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 885,200株（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,283円とする。（注）2、7
新株予約権の行使期間	2021年6月28日～2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,602円（注）3、4、7 資本組入額 801円
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株（以下、「付与株式数」という。）とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
  - (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
  - (3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
  - (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - (5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記（3）にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
    - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本事項において同じ。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員に対するもの

決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員 人数については、提出日以降に開催される取締役会において決定する。
新株予約権の数	上限6,800個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 上限1,360,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2024年6月29日～2031年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株（以下、「付与株式数」という。）とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
  - (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
  - (3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
  - (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - (5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
    - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	73,700	43,380,200	68	3,995	68	4,053
2017年4月1日～ 2017年7月14日(注)1	11,800	43,392,000	10	4,005	10	4,062
2017年7月14日(注)2	5,145	43,397,145	7	4,012	7	4,070
2017年7月15日～ 2018年3月31日(注)1	51,700	43,448,845	45	4,057	45	4,115
2018年4月1日～ 2018年7月26日(注)1	14,300	43,463,145	16	4,073	16	4,131
2018年7月27日(注)3	531	43,463,676	0	4,073	0	4,131
2018年7月28日～ 2019年3月31日(注)1	25,900	43,489,576	27	4,100	27	4,158
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)1	82,100	43,571,676	81	4,181	81	4,239
2020年4月1日(注)4	43,571,676	87,143,352	-	4,181	-	4,239
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)1	78,600	87,221,952	47	4,228	47	4,285

(注)1. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

## 2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

発行価額 2,820円

資本組入額 1,410円

割当先 当社の取締役(監査等委員を除く)4名、当社の執行役員3名

## 3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行および自己株式の処分

発行価額 2,399円

資本組入額 247円

払込総額 13,508,769円

割当先 当社の取締役(監査等委員を除く)4名、当社の執行役員2名

なお、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行531株と同時に自己株式の処分5,100株を行っており、合計5,631株に発行価額2,399円を乗じた金額が払込総額となっております。資本組入額は、処分した自己株式の帳簿価額13百万円と払込総額との差額より計算しております。

## 4. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているものであります。

## 5. 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が39,800株、資本金および資本準備金がそれぞれ23百万円増加しております。

## 6. 2021年6月29日開催の第31期定時株主総会において、「資本準備金の額の減少の件」に関する決議が承認可決され、2021年6月29日付で資本準備金が4,285百万円減少しております。

## (5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	26	19	509	128	149	126,481	127,312	-
所有株式数(単元)	-	109,458	4,520	120,171	35,617	400	601,857	872,023	19,652
所有株式数の割合(%)	-	12.55	0.52	13.78	4.08	0.05	69.02	100.00	-

(注) 自己株式 858,344株は、「個人その他」に 8,583単元、「単元未満株式の状況」に 44株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
粟田 貴也	東京都港区	27,575,472	31.93
有限会社ティーアンドティー	東京都港区虎ノ門一丁目23番2号	11,160,000	12.92
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋一丁目3番1号	3,736,000	4.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,942,300	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,695,100	1.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	744,900	0.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	662,300	0.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	600,200	0.69
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号	600,000	0.69
JP MORGAN CHASE BANK 385781	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM	461,263	0.53
計	-	49,177,535	56.94

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	3,736,000株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,942,300株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,695,100株
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	744,900株
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	662,300株
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	600,200株

2. 特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行の所有株式数の内、2,536,000株は粟田利美氏から、600,000株は粟田貴也氏から、600,000株は有限会社ティーアンドティーから委託された信託財産であり、議決権行使に関する指図者は、それぞれ粟田利美氏、粟田貴也氏および有限会社ティーアンドティーであります。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 858,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,344,000	863,440	-
単元未満株式	普通株式 19,652	-	-
発行済株式総数	87,221,952	-	-
総株主の議決権	-	863,440	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式44株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社トリドールホールディングス	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	858,300	-	858,300	0.98
計	-	858,300	-	858,300	0.98

## 2【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】普通株式

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式(注)	1,264	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注)譲渡制限付株式報酬を付与された取締役2名および執行役員1名が譲渡制限期間内に退任したため、当初付与された譲渡制限付株式のうち退任後の期間相当分について、規定に従い合計1,264株を無償取得しました。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	936,626	1,044,337,990	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	11,938	14,003,274	-	-
保有自己株式数	858,344	-	858,344	-

### 3【配当政策】

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当をしていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり4.5円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および改装費のほか、今後の事業展開のための人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年5月14日 取締役会決議	389	4.50

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、意思決定の迅速化により機動力を発揮し、経営拡大の迅速化と健全性および透明性を維持することを方針としており、その実現のため、経営組織体制や仕組みを整備しております。

当社は、経営の監査・監督機関として監査等委員会を設置し、各委員は取締役会への出席を行い、経営意思決定時には、経営の健全性に注視した立場での発言および必要なアドバイスならびに議決権行使を行うとともに、同時に開催される監査等委員会にて情報の共有化を図っております。

また、ステークホルダーに対しては、公開性のある経営を目指し、迅速な情報開示に努めております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

#### イ 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

##### (a) 企業統治の体制の概要

当社は、有価証券報告書提出日現在、取締役7名（うち社外取締役3名）の少人数の経営体制を当面維持することによって、意思決定を迅速化し、機動力を発揮するとともに、公開性のある経営を目指し、タイムリーな情報開示に努め、ステークホルダーに対する企業価値の最大化を図っております。

また、当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

##### (b) 設置する機関の名称、目的、権限および構成員の氏名

###### a 株主総会

###### 1) 目的および権限

会社の所有者である株主で構成された会議体で、会社の最高意思決定機関として基本的事項について意思決定を行う。

###### 2) 構成員

議決権を有する株主127,311名

###### a) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

###### b) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策を機動的に遂行するためであります。

###### b 取締役会

###### 1) 目的および権限

株主から会社経営を受託した取締役に構成された会議体で、会社の重要事項について意思決定を行う。

###### 2) 構成員

代表取締役（取締役会議長）粟田貴也、取締役田中公博、同杉山孝史、同神原政敏、社外取締役（監査等委員）梅木利泰、同梅田浩章および同片岡牧の7氏

###### a) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く）は7名以内、取締役（監査等委員）は4名以内とする旨定款に定めております。

###### b) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

## c) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）であった者の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

## d) 社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役3名と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## e) 取締役との補償契約

当社は、取締役会の決議をもって各取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

## c 監査等委員会

## 1) 目的および権限

株主から会社経営の監査・監督を受託した監査等委員により構成された会議体で、取締役の職務の執行を監査・監督する。

## 2) 構成員

監査等委員長（社外取締役）梅木利泰、監査等委員（社外取締役）梅田浩章および同片岡牧の3氏

## d 指名委員会

## 1) 目的および権限

社外取締役を中心に構成された会議体で、取締役（監査等委員を含む）および執行役員の選解任について審議の上、取締役会および監査等委員会に諮問する。

## 2) 構成員

委員長（社外取締役（監査等委員））梅木利泰、委員（社外取締役（監査等委員））梅田浩章、同片岡牧、委員（代表取締役）栗田貴也の4氏

## e 報酬委員会

## 1) 目的および権限

社外取締役を中心に構成された会議体で、取締役（監査等委員を含む）および執行役員の報酬について審議の上、取締役会および監査等委員会に諮問する。

## 2) 構成員

委員長（社外取締役（監査等委員））梅木利泰、委員（社外取締役（監査等委員））梅田浩章、同片岡牧、委員（代表取締役）栗田貴也の4氏

## f 会計監査人

## 1) 目的および権限

株主から会社の会計監査を受託し、会社の計算書類等を監査する。

## 2) 構成員

有限責任あずさ監査法人

## 3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## (c) 当該体制を採用する理由

当社は、少人数の経営体制により意思決定を迅速化して機動力を発揮するため、また、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るために、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。



- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - a 当社の取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
  - b 当社の監査等委員会が求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、いつでも当該文書を閲覧に供する。
  - c 当社の取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。
  
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 当社は、当社グループの平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
  - b 当社は、当社グループのリスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
  - c 当社は、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧および再発防止のためのグループ全体の危機管理体制を整備する。
  - d 当社は、各部門、各店舗および各子会社において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに当社の担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
  - e 当社は、食品を扱う企業として食品の衛生管理は何よりも優先される事項と認識し、食品安全管理規程を定め、食品安全管理部の指示の下で平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは危機管理規程に従い直ちに適切な対応を行う。
  
- 4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 当社は、当社グループの中長期経営計画を策定し、グループ全体の経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
  - b 当社グループの各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、当社の事業部門別および各子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
  - c 当社の取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
  - d 当社は、日常の業務遂行に際しては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、執行役員規程等に基づき権限の委譲を行い、また当社子会社の取締役会等で定期的に業務方針を共有することで、当社グループの各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
  
- 5) 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a 当社は、子会社管理の主管部門を関係会社管理規程で定め、当社グループの中長期経営計画のもと、各子会社の自主的かつ機動的な運営を尊重しつつグループ全体で緊密な連携を保持することにより、企業集団としての事業発展および経営効率の向上を図る。
  - b 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の重要事項につき事前協議および承認を義務付けるとともに、子会社の取締役から子会社の営業成績、財務状況その他の重要事項につき定期的に報告を受ける。
  - c 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  
- 6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項  
監査等委員会の職務は、当社の法務コンプライアンス部の使用人がこれを補助する。

- 7) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査等委員会の職務を補助する法務コンプライアンス部の使用人の任命、異動および評価については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
  - b 同使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査等委員会の指示事項を優先して処理する。
- 8) 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- a 監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
  - b 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあることを発見したときは、監査等委員会に速やかに報告する。
- 9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- 10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該請求に係る費用または債務が当該職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、当社子会社の監査役（またはこれらに相当する者）、内部監査室長または会計監査人とも情報交換を行い十分なコミュニケーションを図る。
  - c 監査等委員会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および監査等委員会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。
- (b) リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、業務執行に係るリスクを総合的に認識、評価し、適切な対応を行うため、リスクマネジメント規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。
- 委員長は、経営を取巻く内外環境の変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合、委員を招集して事実関係を把握し、対策を指示するとともに、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部門から報告させる体制をとっております。
- また、内部監査室は、本社各部門および店舗を定期的に監査する事によって、リスクの所在を早期発見し、業務執行責任者である社長に報告できる体制を整えております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	粟田 貴也	1961年10月28日生	1985年8月 トリドール三番館創業 1990年6月 有限会社トリドールコーポレーション 代表取締役社長就任 1995年10月 株式会社トリドール(現株式会社トリ ドールホールディングス)へ組織変更、 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	27,575,472
常務取締役 国内事業 本部長	田中公博	1970年7月10日生	1995年4月 東拓工業株式会社入社 2005年1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社 入社 2008年4月 株式会社サンマルクホールディングス入 社 2008年9月 株式会社サンマルクカフェ出向 2009年4月 同社取締役就任 2010年6月 同社常務取締役就任 2011年4月 当社入社 2011年7月 当社営業本部長 2012年6月 当社取締役営業本部長就任 2013年11月 当社営業本部長および情報システム部担 当 2016年4月 当社常務取締役就任 2016年4月 当社第2営業本部長ならびに第1営業本 部、営業サポート部およびインフォメー ションテクノロジー部担当 2016年10月 当社営業サポート部、インフォメーショ ンテクノロジー部および海外事業推進プ ログラム担当 2018年12月 当社常務取締役海外事業本部長 2020年1月 当社常務取締役海外事業本部長兼国内事 業本部長 2020年2月 当社常務取締役国内事業本部長(現任)	(注)3	10,642
常務取締役 海外事業 本部長	杉山 孝史	1977年5月23日生	2001年4月 デロイトトーマツコンサルティング株式 会社(現、アビームコンサルティング株 式会社)入社 2006年10月 アビームM&Aコンサルティング株式会社 入社(現、PwCアドバイザリー合同会 社) 2015年7月 デロイトトーマツコンサルティング合同 会社入社 2017年6月 同社執行役員パートナー 2019年2月 当社入社 2019年7月 当社海外事業本部海外事業準備室長 2019年10月 当社海外事業本部海外事業企画部長 2020年2月 当社執行役員海外事業本部長 2021年6月 当社常務取締役海外事業本部長(現任)	(注)3	1,279
取締役 SCM本部長 商品開発部長	神原 政敏	1959年1月30日生	1981年4月 株式会社ウエンコジャパン(ダイエーグ ループ)入社 2003年6月 フードビジネスコンサルティング設立 2013年7月 当社品質管理室長 2013年9月 当社購買部長 2015年1月 当社購買部長兼商品部長 2016年2月 当社執行役員購買部長兼商品部長 2016年4月 当社執行役員商品本部長 2018年6月 当社取締役商品本部長 2019年4月 当社取締役SCM本部長 2020年1月 当社取締役SCM本部長兼商品開発部長 (現任)	(注)3	7,402

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	梅 木 利 泰	1961年 8月11日生	1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 1997年 4月 公認会計士登録 2003年10月 日野総合会計事務所所長（現任） 2003年11月 税理士登録 2008年 9月 株式会社日野ビジネスコンサルティング （現SFCブレインコンサルティング株式 会社）代表取締役（現任） 2011年 6月 当社監査役就任 2015年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 日野総合会計事務所所長 SFCブレインコンサルティング株式会社 代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー代表社員	(注) 4	6,100
取締役 (監査等委員)	梅 田 浩 章	1966年12月13日生	1994年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査 法人）入社 1998年 4月 公認会計士登録 2004年 8月 梅田浩章公認会計士事務所所長（現任） 2004年 9月 税理士登録 2011年 3月 不二精機株式会社社外監査役（現任） 2013年 4月 株式会社イーサーブ代表取締役（現任） 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 監査法人アイ・ピー・オー社員	(注) 4	500
取締役 (監査等委員)	片 岡 牧	1971年 2月24日生	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 堂島法律事務所入所 2014年 6月 株式会社地域経済活性化支援機構へ出向 2016年 9月 堂島法律事務所へ復帰（現任） 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	600
計					27,601,995

(注) 1. 取締役梅木利泰、取締役梅田浩章および取締役片岡牧は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 梅木利泰、委員 梅田浩章、委員 片岡牧

3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査等委員である取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊 田 孝 二	1968年 2月 3 日生	1991年 4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 1996年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2004年11月 公認会計士登録 2012年 4月 アクシア法律会計事務所所長（現任） 2013年12月 太洋マシナリー株式会社社外監査役（現任） 2015年11月 学校法人大阪経済大学監事 2017年 3月 ダイサン社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） アクシア法律会計事務所所長 株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員） 太洋マシナリー株式会社社外監査役	-

6. 当社は、優秀な人材を執行役員に登用し、権限と責任の明確化のもと中長期計画を迅速かつ機動的に実行するため、2016年2月1日付で執行役員制度を導入いたしました。本有価証券報告書提出日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名	担当
執行役員	小宮 孝一	立地開発部長
執行役員	鷺本 真章	経営戦略本部長、管理本部長
執行役員	磯村 康典	BT本部長

#### 社外役員の状況

イ 社外取締役の員数ならびに社外取締役と当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係  
当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役梅木利泰は当社株式6,100株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は日野総合会計事務所の所長、SFCブレインコンサルティング株式会社の代表取締役および監査法人アイ・ピー・オーの代表社員であります。当該他の会社等と当社の間には、人的関係、資本的关系、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査法人を退職しておりました。当社と同監査法人の間には、独立監査人の監査報告書および内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役梅田浩章は当社株式500株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は梅田浩章公認会計士事務所の所長、株式会社イーサーブの代表取締役、監査法人アイ・ピー・オーの社員および不二精機株式会社の社外監査役であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的关系、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査法人を退職しておりました。当社と同監査法人の間には、独立監査人の監査報告書および内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役片岡牧は当社株式600株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は堂島法律事務所の弁護士であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的关系、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能および役割ならびに当該社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社の社外取締役は、高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能および役割を果たし、当社の企業統治の有効性に寄与しております。

梅木利泰は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事に加えて、以前、当社の顧問であったことから社内業務に精通している事で、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

梅田浩章は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

片岡牧は、弁護士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

#### ハ 社外取締役の独立性に関する考え方

東京証券取引所および会社法が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性判断基準を、以下に定める要件を満たした者と定義しております。

なお、当社は社外取締役梅木利泰、梅田浩章および片岡牧を独立役員に指定しております。

##### (a) 業務執行者

- 1) 当社または当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役または使用人（以下「業務執行者」という。）でなく、かつ、その就任前10年間に於いても業務執行者でなかったこと。
- 2) その就任の前10年間に於いて当社グループの取締役または監査役であった者（業務執行者であったものを除く。）については、当該取締役または監査役の就任前10年間に於いて業務執行者でなかったこと。

- (b) 大株主
  - 1) 当社の大株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有するものをいう。以下同じ。）若しくはその業務執行者または当社の大株主の連結子会社の業務執行者でないこと。
  - 2) 当社が大株主である法人、組合等の団体の業務執行者でないこと。
- (c) 借入先
  - 当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%を超える金額の借入先をいう。）の業務執行者ではないこと。
- (d) 取引先
  - 1) 当社の主要な取引先（年間取引額が当社の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。
  - 2) 当社を主要な取引先とするもの（年間取引額が当該取引先の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。
- (e) 会計監査人
  - 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。
- (f) 弁護士、コンサルタント等
  - 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、司法書士、弁理士その他の専門家またはコンサルタント等（法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと。
- (g) 経歴
  - 就任前3年間に於いて、(b)から(f)までのいずれかに該当していないこと。
- (h) 親族
  - (a)から(g)までのいずれかに掲げる者（役員、部長、パートナー、アソシエイト等の重要な者に限る。）の配偶者および二親等以内の親族でないこと。
- (i) 寄付
  - 当社より年間1,000万円を超える寄付金を受領しているものまたはその業務執行者でないこと。
- (j) 相互就任関係
  - 当社との間で取締役、執行役または監査役を相互に派遣している関係でないこと。
- (k) 利益相反
  - (a)から(j)に定めるほか、当社グループと利益相反の生ずるおそれがないこと。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査等委員会と内部監査室が連携、協力して内部監査規程に基づき各部門の関連法規、諸規程、制度秩序の遵守および公正、適正な運用と管理状況を監査し、健全性の確保に努めております。

また、当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど独立して公正な立場から監査が実施される環境を整えています。また、当社の監査等委員会および内部監査室は有限責任あずさ監査法人と年に複数回の報告会を開催し、連携、協力をとりながら監査を実施しております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員である各取締役は、監査の独立性を確保した立場から経営に対する適正な監査を行っております。

なお、社外取締役である梅木利泰および梅田浩章は公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査等委員会は毎月1回以上、計14回開催しております。個々の監査等委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
梅木 利泰	14回	14回
梅田 浩章	14回	13回
片岡 牧	14回	14回

当事業年度において監査等委員会は、監査方針及び監査計画を策定し、当該方針及び計画に基づき監査を実施しました。その概要は次のとおりです。

- ・取締役会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、意見を述べました。
- ・取締役及び執行役員をヒアリングし、職務執行状況を監査しました。
- ・主要子会社の取締役から報告を受け、職務執行状況を聴取しました。なお、海外子会社についてはビデオ会議システムを用いた聴取を実施しました。
- ・会計監査人から四半期に1回以上報告を受け、会計監査状況を聴取しました。またその結果を基礎として、会計監査人を評価しました。会計監査人の報酬に関する同意にあたっては、見積理由をヒアリングしその内容を精査しました。
- ・内部監査室から毎月内部監査の状況及び計画をヒアリングし、また内部監査講評会にも同席して意見を述べました。
- ・2020年12月の指名委員会及び報酬委員会設置前は、取締役及び執行役員の人事について代表取締役社長と、またその報酬について代表取締役社長及び執行役員経営戦略本部長と、それぞれ意見交換しました。両委員会設置後は、監査等委員全員が両委員会の委員長又は委員に就任し、取締役及び執行役員の人事及び報酬について審議しています。
- ・通常の内部通報制度（事務局：内部監査室）とは別に監査等委員会直通の内部通報窓口を設置し、内部通報への調査及び対応を行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、当期の監査においては海外往査ができなかったことなどがあったものの、ビデオ会議システムによりヒアリングを行うなどして、監査は従前どおり実施しております。また、会計監査人からは、業務の一部を在宅勤務により実施せざるを得なくなったものの、必要な監査の時間は確保できた旨の報告を受けております。

当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を法務コンプライアンス部に設置し、同委員会の職務の補助にあわせております。

## 内部監査の状況

内部監査室長および内部監査担当者（計8名）は、内部監査規程に基づき、社内の諸規程、制度秩序の遵守および運用と管理状況を監査し、健全性確保に努めております。

内部監査室、監査等委員である取締役および有限責任あずさ監査法人は、相互に連携することにより、計画的な内部監査を実施することで、内部統制の効率性と有効性を高めております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

## b. 継続監査期間

18期間

## c. 業務を執行した公認会計士

岡野 隆樹

上野 陽一

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他11名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会の2015年11月10日付（2017年10月13日改正）「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度の会計監査人選定にあたり、当社の監査等委員会では、監査法人の独立性、専門性、品質管理体制その他監査の実施体制および監査報酬見積額を考慮し、適正な監査の確保の見地から、前連結会計年度に引き続き有限責任あずさ監査法人に会計監査を委任することが妥当であると判断し、同監査法人を会計監査人に再任いたしました。

なお、当社の監査等委員会は、2021年5月26日開催の委員会で会計監査人再任の適否を審議し、次期連結会計年度についても有限責任あずさ監査法人を再任することが妥当であると判断しております。

## f. 監査等委員会による監査法人の評価

前記e.のとおり、当社の監査等委員会では、日本監査役協会の2015年11月10日付（2017年10月13日改正）「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度において、当社の監査等委員会は、2021年2月8日に有限責任あずさ監査法人に対して同基準に基づきヒアリングを実施し、その回答をもとに審議した結果、同監査法人が独立性、専門性その他適正な監査を行うために必要な体制を確保しており、かつ、同法人による監査が有効性と効率性に配慮して適切に実施されている、と評価いたしました。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	84	-	92	-
連結子会社	-	-	-	-
計	84	-	92	-

また、上記以外に、当社は、当連結会計年度において前事業年度の監査に係る追加報酬17百万円を支払っております。

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	25	16	4
連結子会社	17	4	28	5
計	17	29	44	9

## （前連結会計年度）

当社グループが監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「税務アドバイザリー業務」等であります。

## （当連結会計年度）

当社グループが監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「税務アドバイザリー業務」等であります。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針について、当社では特段の定めを設けておりませんが、監査日数、当社の規模、業務の特性等を勘案して決定しております。

## e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

##### イ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、2017年5月31日付取締役会決議で役員等報酬規程を制定し、同規程において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、2021年2月22日付取締役会決議でこれを改定しております。なお、2021年2月22日付取締役会決議に際しては、後記へのとおり、あらかじめ決議する内容について報酬委員会から答申を受けております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって取締役（監査等委員を除く）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を早期に促進するため、基本報酬のほか、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション、譲渡制限付株式）で構成するものとします。

取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）で構成するものとします。

##### ロ 報酬決定手続

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データ（報酬の種類ごとの割合を含む）に基づく助言を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の報酬水準の客観性を確保しております。

また、2020年12月の報酬委員会設置後は、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める報酬委員会の答申を経て取締役（監査等委員を除く）の報酬（報酬の種類ごとの割合を含む）を決定しております。同委員会設置以前も、監査等委員会において意見陳述権（会社法第361条第6項）の行使を判断するにあたり、取締役（監査等委員を除く）の報酬内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議してまいりました。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、監査等委員の協議により決定されます。

#### ハ 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社では、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額500,000,000円以内、取締役（監査等委員）の報酬額を年額100,000,000円以内とする決議を得ております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、2017年6月29日開催の第27期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は前記年額500,000,000円の報酬枠の範囲内で年額36,000,000円以内、交付する当社普通株式の総数は29,460株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）となります。

また、2018年6月28日開催の第28期定時株主総会で、取締役（監査等委員を含む）に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記取締役（監査等委員を除く）の報酬枠（年額500,000,000円）の範囲内、付与する新株予約権総数は230個、その目的である株式総数は46,000株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。また、当該株主総会において、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬枠（年額100,000,000円）の範囲内、付与する新株予約権総数は45個、その目的である株式総数は9,000株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（付与対象は3名）（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）となります。

#### 二 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容および裁量の範囲

前記イのとおり、当社では2017年5月31日開催の取締役会で役員等報酬規程を制定し、また2021年2月22日開催の取締役会で同規程を改定し、同規程で役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を決定しております。

##### (a) 基本報酬

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される取締役会で決定します。また取締役（監査等委員）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される監査等委員会において監査等委員の協議で決定します。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個別の基本報酬の決定は、取締役会の決議によって代表取締役社長に一任することができます。

(b) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）  
後記トのとおりです。

(c) 長期インセンティブ報酬

長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）は、当社株式（譲渡制限付株式）および当社新株予約権（ストック・オプション）で構成されます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額は、取締役会で決定します。なお、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、ストック・オプションの付与は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員）の長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は監査等委員の協議で決定します。

ホ 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会等の活動内容

当事業年度においては、第30期定時株主総会の後に開催された2020年6月26日の取締役会で、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬額の決定を代表取締役社長栗田貴也氏に一任する旨決議されており、同人において決定を行っております。また、同日には後記トのとおり、取締役（監査等委員を除く）の短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）についても決議されております。

また、同年7月14日開催の取締役会で、取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額の決定を代表取締役社長栗田貴也氏に一任する旨決議されており、同人において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループ全体の経営状況や各取締役の業務遂行状況を最も熟知し、各取締役の業績や目標を考慮して最も的確な金額を決定できると判断したためであります。

なお、これらの決議に先立ち、2020年5月13日に代表取締役社長が当事業年度に係る役員報酬の具体的内容（一任後の決定予定金額を含む）を監査等委員に説明し、監査等委員会において審議の結果、算出の公正性、業績との連動性等を勘案し、妥当であるとの決議がなされております。

取締役会は、上記の経路を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容は短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を含め、決定方針に沿うものであると判断しております。

ヘ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定手続における報酬委員会の関与の概要および役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社報酬委員会は2020年12月に設置され、2021年2月19日に外部専門機関へのオンラインヒアリングを実施した後、報酬委員会として役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針について決議し、取締役会に答申しております。

報酬委員会は当事業年度の役員選任後に設置されたため、当事業年度の役員報酬等の額の決定には関与しておりませんが、2021年5月26日開催の報酬委員会において、当事業年度の短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の確定支給額について報告を受けております。

ト 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由および当該報酬の額の決定方法ならびに当事業年度における指標の目標および実績

(a) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由および当該報酬の額の決定方法

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の総額は、取締役会があらかじめ設定した当該事業年度の支給総額を上限とし、当社グループの当該事業年度の連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を基準に、取締役会があらかじめ設定した予算目標額の達成度に応じて決定されます。当社では、公表される数値であり、また企業規模および収益性を示す基準として明快であることから、連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の指標として採用しております。

また、各取締役（監査等委員を除く）には、上記の業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会があらかじめ定めた役職別係数により按分した金額を支給します。

## (b) 当事業年度における指標の目標および実績

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会で、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る支給総額、予算目標額の達成度および役職別係数を決定しました。このうち指標の目標は、予算上の連結売上収益の額の100%以上かつ予算上の連結当期利益の額の110%以上を達成した場合に支給総額の100%、予算上の連結売上収益の額の100%以上かつ予算上の連結当期利益の額の100%以上110%未満を達成した場合に支給総額の50%、を支給することとし、これらの目標のいずれも達成できなかった場合は支給ゼロとしました。

当事業年度における連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期損失は前記「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」のとおりであり、これら業績指標の実績に基づき後記の報酬額が算定されております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	119	106	6	6	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	13	13	-	0	3

## 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、価格の変動または配当によって利益を得ることを目的とするものとそれ以外の目的によるものとに区分しております。

TDインベストメント株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるTDインベストメント株式会社については以下の通りです。

## a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。保有の合理性の検証は、親会社である当社に準じます。

## ロ 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	256
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当銘柄はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当銘柄はありません。

## ハ 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当銘柄はありません。

## b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当銘柄はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下の通りであります。

## a. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

イ 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。また、保有目的の合理性を精査・保有の継続について検討し、取締役会に報告いたします。

## ロ．銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	22
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	13	業務提携、業務効率化
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当銘柄はありません。

## ハ 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当銘柄はありません。

## b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当銘柄はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。  
連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。  
財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加等を行っております。

また、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び現金同等物	20,28	25,801	24,969
営業債権及びその他の債権	19,28	3,967	5,497
棚卸資産	18	836	718
その他の流動資産		1,931	1,638
<b>流動資産合計</b>		<b>32,536</b>	<b>32,823</b>
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産	12	34,581	31,955
使用権資産	2,29	78,773	78,110
無形資産及びのれん	13	40,257	40,258
持分法で会計処理されている 投資	15	4,770	3,684
その他の金融資産	16,28	14,698	13,706
繰延税金資産	17	3,464	7,778
その他の非流動資産		900	1,096
<b>非流動資産合計</b>		<b>177,443</b>	<b>176,588</b>
<b>資産合計</b>		<b>209,978</b>	<b>209,411</b>
<b>負債</b>			
<b>流動負債</b>			
営業債務及びその他の債務	27,28	10,855	12,232
短期借入金	20,25,28	29	7,022
1年以内返済予定の長期借入金	20,25,28	12,424	13,295
リース負債	2,20,25,28	13,625	14,429
未払法人所得税		794	1,215
引当金	26	727	970
その他の流動負債		4,240	5,249
<b>流動負債合計</b>		<b>42,694</b>	<b>54,412</b>
<b>非流動負債</b>			
長期借入金	20,25,28	45,578	41,974
リース負債	2,20,25,28	70,079	66,605
引当金	26	2,807	4,002
繰延税金負債	17	1,475	1,383
その他の非流動負債		780	1,096
<b>非流動負債合計</b>		<b>120,719</b>	<b>115,059</b>
<b>負債合計</b>		<b>163,414</b>	<b>169,471</b>
<b>資本</b>			
<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>			
資本金	21	4,159	4,208
資本剰余金	21	3,848	2,348
その他資本性金融商品	22	10,847	10,847
利益剰余金	21	29,503	23,131
自己株式	21	2,124	1,026
その他の資本の構成要素	21,24,30	806	46
<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>		<b>45,427</b>	<b>39,461</b>
<b>非支配持分</b>		<b>1,138</b>	<b>478</b>
<b>資本合計</b>		<b>46,565</b>	<b>39,940</b>
<b>負債及び資本合計</b>		<b>209,978</b>	<b>209,411</b>

## 【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	7	156,478	134,760
売上原価		40,205	34,729
売上総利益		116,273	100,031
販売費及び一般管理費	2,8,29, 30	107,392	103,903
減損損失	12,13,29	3,818	6,674
その他の営業収益	9	1,011	4,959
その他の営業費用	10	1,707	1,749
営業利益又は損失( )		4,367	7,336
金融収益	11	215	163
金融費用	11,29	1,267	1,069
金融収益・費用純額		1,052	906
持分法による投資損益	15	478	877
税引前利益又は損失( )		2,837	9,119
法人所得税費用	17	895	3,700
当期利益又は損失( )		1,941	5,419
当期利益又は損失( )の帰属			
親会社の所有者		1,956	5,456
非支配持分		15	37
当期利益又は損失( )		1,941	5,419
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 又は損失( )(円)			
基本的1株当たり当期利益又は損失( )	23	21.21	67.71
希薄化後1株当たり当期利益又は損失( )	23	21.14	67.71

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期利益又は損失( )		1,941	5,419
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	24	354	1,009
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	15,24	11	235
その他の包括利益合計		365	774
当期包括利益合計		1,577	4,645
当期包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		1,626	4,702
非支配持分		49	57

## 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分								合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	その他資 本性金融 商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					
							在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計			
2019年4月1日残高		4,076	4,085	-	28,477	2,143	894	378	516	33,979	1,110	35,090
会計方針の変更による 累積的影響額					880				-	880		880
会計方針の変更を反映 した2019年4月1日残 高		4,076	4,085	-	27,597	2,143	894	378	516	33,099	1,110	34,210
当期利益					1,956				-	1,956	15	1,941
その他の包括利益	24						330		330	330	34	365
当期包括利益合計		-	-	-	1,956	-	330	-	330	1,626	49	1,577
新株の発行（新株予約 権の行使）	21	81	81					46	46	117		117
株式報酬取引	30	2	2					100	100	104		104
自己株式の取得及び処 分	21		0			19			-	19		19
配当	21				64				-	64		64
その他資本性金融商品 の発行	22			10,847					-	10,847		10,847
支配継続子会社に対す る持分変動			76						-	76	76	-
その他			244						-	244		244
所有者との取引額等 合計		83	237	10,847	64	19	-	54	54	10,702	76	10,778
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替					14			14	14	-		-
2020年3月31日残高		4,159	3,848	10,847	29,503	2,124	1,224	418	806	45,427	1,138	46,565

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分								合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	その他資 本性金融 商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					
							在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計			
2020年4月1日残高		4,159	3,848	10,847	29,503	2,124	1,224	418	806	45,427	1,138	46,565
当期損失( )					5,456				-	5,456	37	5,419
その他の包括利益	24						755		755	755	19	774
当期包括利益合計		-	-	-	5,456	-	755	-	755	4,702	57	4,645
新株の発行(新株予約 権の行使)	21	47	47					23	23	70		70
株式報酬取引	30	2	2					83	83	86		86
自己株式の取得及び処 分	21		0			1,098			-	1,098		1,098
配当	21				533				-	533	51	585
その他資本性金融商品 の所有者に対する分配 の支払額					387				-	387		387
支配継続子会社に対す る持分変動			1,184				50		50	1,234	665	1,899
その他			364		5			5	5	364		364
所有者との取引額等 合計		48	1,500	-	915	1,098	50	55	5	1,264	716	1,980
2021年3月31日残高		4,208	2,348	10,847	23,131	1,026	519	473	46	39,461	478	39,940

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前利益又は損失( )		2,837	9,119
減価償却費及び償却費		19,946	21,238
減損損失		3,818	6,674
受取利息		215	151
支払利息		1,032	1,027
持分法による投資損益( は益)		478	877
営業債権及びその他の債権の増減( は増加)		334	1,037
棚卸資産の増減( は増加)		7	118
営業債務及びその他の債務の増減( は減少)		1,347	2,471
その他		2,194	413
小計		31,763	22,510
利息の受取額		134	98
利息の支払額		1,006	1,036
法人所得税の支払額		1,299	313
営業活動によるキャッシュ・フロー		29,593	21,258
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		11,436	8,783
無形資産の取得による支出		288	69
敷金及び保証金の差入による支出		853	463
敷金及び保証金の回収による収入		245	562
建設協力金の支払による支出		280	357
建設協力金の回収による収入		491	504
その他		865	793
投資活動によるキャッシュ・フロー		12,986	9,399
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入金の純増減額( は減少)	20	35	6,994
長期借入れによる収入	20	11,108	9,721
長期借入金の返済による支出	20	12,180	12,454
リース負債の返済による支出	20	15,038	15,539
配当金の支出額	21	64	533
その他資本性金融商品の発行による収入	22	10,780	-
その他資本性金融商品の所有者に対する分配の 支払額		-	558
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得に よる支出		130	801
その他		368	21
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,190	13,149
現金及び現金同等物の増減額( は減少)		11,417	1,290
現金及び現金同等物の期首残高	20	14,398	25,801
現金及び現金同等物に係る換算差額		13	457
現金及び現金同等物の期末残高	20	25,801	24,969

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社トリドールホールディングスは日本に所在する企業であります。当社の連結財務諸表は2021年3月31日を期末日とし、当社および子会社（当社および子会社を合わせて「当社グループ」とする）、ならびに当社グループの共同支配企業および関連会社に対する持分により構成されます。当社グループは、当社を中心として外食事業を営んでおります。

### 2. 作成の基礎

#### (1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表は、2021年6月29日において取締役会により公表の承認がされております。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「注記3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積もられるかに関わらず、測定日時点で、市場関係者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格であります。

#### (3) 機能通貨および表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務諸表は、百万円単位未満を四捨五入しております。

#### (4) 見積りおよび判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間と将来の連結会計期間において認識しております。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の重要な会計方針に含めております。

- 3. (1) 連結の基礎 企業結合
- 3. (3) 金融商品 金融資産の減損
- 3. (7) 有形固定資産
- 3. (8) 無形資産及びのれん
- 3. (10) 非金融資産の減損
- 3. (13) 引当金
- 3. (17) 法人所得税

新型コロナウイルス感染症の当社グループへの影響につきましては、感染拡大や長期化に伴い、営業時間短縮および消費の低迷などが懸念されますが、政府や各都道府県における各種要請に応じて営業時間の短縮等を行うものの、営業を継続するとの前提で将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

#### (5) 会計方針の変更

##### (IFRS第16号「リース」の改訂の適用)

当社グループは、当連結会計年度からIFRS第16号「リース」の改訂（「COVID-19に関連した賃料減免」）（2020年5月公表、2021年3月修正）を早期適用しております。

本改訂は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の直接的な結果として賃料減免を受けたリースの借手に対して、簡便的な会計処理を選択することを認めるものであります。

本改訂によれば、新型コロナウイルス感染症に関連する賃料減免のうち所定の条件を満たすものについて、これがIFRS第16号において規定される「リースの条件変更」に該当するか否かにかかる評価を行わなくてもよいとする実務上の便法を借手が選択できるものとされております。

当社グループは、上記の要件を満たす賃料減免について本便法を適用しております。

また、本便法の適用により当連結会計年度において、税引前損失が315百万円減少しております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社および子会社の財務諸表ならびに共同支配企業および関連会社の持分相当額を含めております。

##### 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれております。

支配が継続する子会社に対する当社グループの持分変動については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、当社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。一方、子会社に対する支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得および損失は純損益で認識しております。

##### 共同支配の取決めおよび関連会社

共同支配の取決めとは、当社グループが共同支配（取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関する意思決定が、全員一致の合意を必要とする場合のみ存在する）を有する取決めにいいます。また、関連会社とは、当社グループがその財務および経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配はしていない企業をいいます。

関連会社または共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。

持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。

連結財務諸表には、共同支配を開始した日または重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益およびその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。

損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担または支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しておりません。

関連会社または共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っておりません。その代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行っております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により決算日を当社の決算日に統一することが実務上不可能であるため、当社の決算日と異なる日を決算日とする持分法適用会社に対する投資が含まれております。

##### 企業結合

企業結合は、取得日（すなわち、支配が当社グループに移転した日）において、取得法を用いて会計処理しております。被取得企業における識別可能な資産および負債は取得日の公正価値で測定しております。

当社グループは、被取得企業の非支配持分を案件ごとに公正価値または被取得企業の純資産における非支配持分の比例持分のいずれかで認識しております。

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日における識別可能な取得資産および引受負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。その差額が負の金額である場合には、即時に純損益として認識しております。

負債または持分証券の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は発生時に費用処理しております。

## (2) 外貨

## 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

取引の決済から生じる外国為替差額ならびに外貨建の貨幣性資産および負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しております。ただし、非貨幣性項目の利益または損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しております。

## 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。

在外営業活動体の一部またはそのすべてが処分される場合には、在外営業活動体の換算差額は、処分にかかる損益の一部として純損益に振り替えております。

## (3) 金融商品

## 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産からのキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡する取引において当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、当該金融資産の認識を中止しております。

## ( ) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2つの要件を両方満たす場合、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有すること
- ・金融資産の契約条項が、特定された日に元本および利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。重大な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

また、当初認識後は、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を認識しております。

## ( ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得または損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

### 金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

#### 信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化

#### 予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いており、個別に重要な金融資産は個別に予想信用損失を評価し、個別に重要ではない金融資産は所在地、期日超過の日数等を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングを行い、集的に予想信用損失を評価し、損失評価引当金を計上しております。

また、債務者が支払期限到来後90日以内に支払いを行わない場合など、金融資産の全部または一部について回収ができない、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行としております。

債務不履行に該当した場合、または発行者または債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰上額は、純損益で認識しております。貸倒引当金の戻入が発生した場合、純損益で認識しております。

なお、債務者が当社グループと合意した返済計画を遂行できないなど、回収が合理的に見込めない場合においては、金融資産を直接償却しております。これには通常、当社グループが借手が直接償却対象の金額を返済するために十分なキャッシュ・フローを生み出す資産または収益源を有していないと判断した場合が該当します。当社グループでは、直接償却した金融資産に対しても、期日経過債権を回収できるよう、履行強制活動を継続しております。

### 非デリバティブ金融負債

金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、すなわち、契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。非デリバティブ金融負債は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を控除して測定しております。また、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法に基づき算定した公正価値を金融負債として認識するとともに非支配株主持分との差額を資本剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金に認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 株主資本

普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金および資本剰余金に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は資本金および資本剰余金から控除しております。

自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか小さい額で測定しております。棚卸資産の取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定しております。

(7) 有形固定資産

認識および測定

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

減価償却

有形固定資産項目は、その資産が使用可能となった日から、減価償却しております。

減価償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて認識しております。

資産の見積耐用年数は、予想される使用量、物理的自然減耗、技術的または経済的陳腐化等を総合的に勘案して見積っております。

事業用定期借地契約に係る借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残存年数を基準とした定額法によっております。

なお、土地は償却しておりません。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～35年
- ・工具、器具及び備品 3～20年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) 無形資産及びのれん

無形資産

無形資産は、原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

( ) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

( ) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、その資産が使用可能となった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて認識しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・フランチャイズ契約 5年～9年
- ・顧客関連資産 10年

償却方法、耐用年数および残存価額は期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりです。

- ・商標権

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来に渡ってサービスを提供することを経営陣が計画しているため、耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

#### のれん

子会社の取得により生じたのれんは無形資産及びのれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1)連結の基礎 企業結合」に記載しており、その後は、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。また、当該投資にかかる減損損失は、持分法適用会社の帳簿価額の一部を構成する資産(のれんを含む)には配分しておりません。

#### (9)リース

リースの開始日において使用权資産およびリース負債を認識しており、使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体ならびに除去および原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用权資産の当初認識後、リースの開始日から使用权資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法で減価償却しております。リース負債は、支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。リース料は、利息法に基づき、金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。金融費用は連結純損益計算書上、使用权資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。なお、短期リースおよび少額資産のリースについては、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法で費用認識しております。

## (10) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または、未だ使用可能でない無形資産については、每期、さらに減損の兆候を識別した場合には都度、減損テストを実施しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループとしております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位へ配分しております。のれんが配分される資金生成単位については、のれんを内部管理目的で監視している最小単位となるように設定しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に超過差額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日毎に、減損損失の戻入れの兆候の有無を評価しております。減損損失の戻入れの兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れております。

なお、共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識していないため、個別に減損テストを実施しておりません。ただし、共同支配企業に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストの対象としております。

## (11) 従業員給付

## 長期従業員給付

当社グループは、主に確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的または推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に、費用として認識しております。

## 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的および推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積ることができる額を負債として認識しております。

## (12) 株式報酬

## ストック・オプション

当社グループは、取締役（監査等委員含む）、執行役員および従業員に対するインセンティブ制度としてストック・オプション制度を導入しております。オプションの付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ式等を用いて算定しております。なお、条件については、定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

#### 譲渡制限付株式報酬制度

当社グループは、役員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結純損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

#### (13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

#### (14) 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、国内および海外における飲食事業等を行っております。当社グループのサービスの提供は、顧客からの注文に基づく料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務は充足されると判断して、収益を認識しております。

顧客への料理の提供と同時に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コストおよび履行にかかるコストはありません。

#### (15) 政府補助金

補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られたときにその他の営業収益で認識しております。

#### (16) 金融収益および金融費用

金融収益は主として、償却原価で測定する金融資産の受取利息から、金融費用は主として、借入金およびリース負債にかかる支払利息から構成されております。為替差損益は、純額ベースで「金融収益」または「金融費用」に計上しております。

受取利息および支払利息は、実効金利法に基づき発生時に認識しております。

## (17) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、その他の包括利益で認識される項目および資本に直接認識される項目に関連する税金を除き、純損益で認識しております。

当期税金は、期末日時点において施行または実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得または損失にかかる納税見込額あるいは還付見込額に、前年までの納税見込額の調整額あるいは還付見込額の調整額を加味したもので構成されております。

繰延税金は、資産および負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しております。ただし、以下の場合は繰延税金を認識しておりません。

- ・予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社および共同支配企業に対する投資にかかる差異
- ・のれんの当初認識において生じる加算一時差異

繰延税金は、期末日に施行または実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産・負債は、当期繰延税金資産・負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産・負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくは、これらの税金資産および負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除および将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。

## (18) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益又は損失は、親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失を、当連結会計年度中の自己株式を控除した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益又は損失は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しております。

## 4. 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設または改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は算定中であります。

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第7号	金融商品：開示	2021年1月1日	2022年3月期	・IBOR改革に対応してヘッジ会計に関する要求事項の一部を修正(フェーズ2)
IFRS第9号	金融商品	2021年1月1日	2022年3月期	・IBOR改革に対応してヘッジ会計に関する要求事項の一部を修正(フェーズ2)
IAS第1号	財務諸表の表示	2023年1月1日	2024年3月期	・負債の流動負債又は非流動負債への分類を明確化
IAS第1号	財務諸表の表示	2023年1月1日	2024年3月期	・重要な(significant)会計方針ではなく、重要性がある(material)会計方針を開示することを要求
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	2023年1月1日	2024年3月期	・会計方針の変更を会計上の見積りの変更とどのように区別すべきかを明確化
IAS第12号	法人所得税	2023年1月1日	2024年3月期	・リースや廃棄義務などの取引に繰延税金に関する当初認識の免除規定が適用されないこと、及び企業がそのような取引に対して繰延税金を認識する必要があることが明確化

## 5. 事業セグメント

### (1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品およびサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントおよび地域別セグメントから構成されており、「丸亀製麺」および「海外事業」の計2区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

### (2) 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、一部のマーケティング関連費用を「調整額」の全社費用として計上していましたが、会社分割および組織変更に伴い、当連結会計年度より丸亀製麺セグメントおよびその他セグメントに配分する方法に変更しております。

また、前連結会計年度までは、「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」に区分しておりましたが、当連結会計年度より事業ポートフォリオを見直し、「丸亀製麺」、「海外事業」および「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。この変更により、国内事業は「丸亀製麺」と国内の丸亀製麺以外の「その他」の区分となります。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

### (3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報

当社の報告セグメントによる継続事業からの収益および業績は以下のとおりであります。

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要な会計方針」で記載している当社の会計方針と同一であります。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	海外事業	計				
売上収益							
外部顧客への売上高	95,641	32,899	128,540	27,937	156,478	-	156,478
計	95,641	32,899	128,540	27,937	156,478	-	156,478
セグメント利益(注)1	13,109	3,598	16,706	30	16,737	7,855	8,881
減損損失	378	347	726	3,093	3,818	-	3,818
その他の営業収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	-	696
金融収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	-	1,052
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	-	478
税引前利益	-	-	-	-	-	-	2,837
(その他の項目)							
減価償却費及び償却費	10,067	5,587	15,654	3,453	19,107	838	19,946

(注)1. セグメント利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「カフェ」、「豚屋とんー」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額 7,855百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	海外事業	計				
売上収益							
外部顧客への売上高	80,995	31,273	112,268	22,493	134,760	-	134,760
計	80,995	31,273	112,268	22,493	134,760	-	134,760
セグメント利益(注)1	2,332	1,301	3,633	197	3,830	7,702	3,872
減損損失	2,763	480	3,244	3,422	6,666	8	6,674
その他の営業収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	-	3,210
金融収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	-	906
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	-	877
税引前損失( )	-	-	-	-	-	-	9,119
(その他の項目)							
減価償却費及び償却費	10,608	6,391	16,999	3,393	20,391	846	21,238

(注)1. セグメント利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「カフェ」、「豚屋とんー」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額 7,702百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

## (4) 製品及びサービスごとの情報

「(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## (5) 地域別情報

外部顧客への売上収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
日本	123,579	103,487
香港	23,575	24,534
その他	9,324	6,738
合計	156,478	134,760

(注) 売上収益は、店舗の所在地を基礎としております。

## 非流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
日本	108,595	102,031
香港	37,859	40,388
その他	8,057	9,001
合計	154,511	151,420

(注) 非流動資産は、当社グループ各社の所在地を基礎としております。また、持分法で会計処理されている投資、その他の金融資産および繰延税金資産は含んでおりません。

## (6) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上収益が当社グループ売上収益の10%以上の外部顧客がないため、記載を省略しております。

## 6. 子会社の取得

前連結会計年度および当連結会計年度の企業結合の概要は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

7. 売上収益

(1) 売上収益の分解

当社グループは、外食事業等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を報告セグメントの区分に基づき、以下のとおり分解しております。

なお、当社は、「注記5 事業セグメント」に記載のとおり、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度については、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	丸亀製麺	海外事業	その他	合計
日本	95,641	-	27,937	123,579
香港	-	23,575	-	23,575
その他	-	9,324	-	9,324
合計	95,641	32,899	27,937	156,478

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	丸亀製麺	海外事業	その他	合計
日本	80,995	-	22,493	103,487
香港	-	24,534	-	24,534
その他	-	6,738	-	6,738
合計	80,995	31,273	22,493	134,760

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権（営業未収入金）であり、残高は「注記19. 営業債権及びその他の債権」に記載しております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものはありません。また、当連結会計年度において過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

## 8. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給付費用	49,301	47,537
水道光熱費	9,144	7,855
消耗品費	4,711	5,225
地代家賃	3,588	2,158
減価償却費及び償却費	19,511	20,846
その他	21,135	20,281
合計	107,392	103,903

従業員給付費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	43,624	41,910
賞与	1,021	1,071
退職給付費用(注)1	545	525
役員報酬	154	126
株式報酬費用	116	93
福利厚生費	3,840	3,812
合計	49,301	47,537

(注)1. 退職給付費用のうち確定拠出年金制度に関する拠出額は、前連結会計年度は539百万円、当連結会計年度は523百万円であり、確定給付年金制度に関する費用は、前連結会計年度は7百万円、当連結会計年度は2百万円であります。

2. 上記に加え、売上原価に含まれる従業員給付費用は前連結会計年度は599百万円、当連結会計年度は573百万円であります。

## 9. その他の営業収益

その他の営業収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取手数料	38	-
受取保険金	19	15
受取協賛金	2	-
店舗閉鎖損失引当金戻入益	12	33
受取地代家賃	102	62
減損損失戻入	191	46
リース解約益	248	1,118
政府補助金	33	3,240
その他	365	446
合計	1,011	4,959

## 10. その他の営業費用

その他の営業費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
固定資産除却損	270	323
固定資産売却損	70	6
貸倒引当金繰入額	841	424
店舗閉鎖損失引当金繰入額	33	197
店舗閉鎖損失	66	208
事業整理損	83	-
その他	343	591
合計	1,707	1,749

## 11. 金融収益及び金融費用

## (1) 金融収益の内訳

金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	215	151
為替差益	-	12
その他	0	-
合計	215	163

## (2) 金融費用の内訳

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	509	462
リース負債	524	564
為替差損	234	-
その他	1	42
合計	1,267	1,069

## 12.有形固定資産

## (1)増減明細

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2019年4月1日残高	54,309	15,127	726	12	70,174
取得	577	580	10,323	22	11,503
建設仮勘定からの振替	8,171	2,342	10,525	12	-
処分	2,869	880	10	-	3,760
為替レート変動の影響	42	34	3	-	80
その他	13	19	61	-	93
2020年3月31日残高	60,133	17,116	451	45	77,745
取得	2,451	2,709	3,220	10	8,390
建設仮勘定からの振替	3,322	20	3,347	5	-
処分	3,383	324	0	23	3,731
為替レート変動の影響	89	60	2	1	149
その他	2,863	860	9	51	3,681
2021年3月31日残高	59,748	18,721	313	89	78,871

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2019年4月1日残高	28,765	10,718	-	7	39,491
減価償却	3,758	1,474	-	8	5,240
減損損失	1,148	186	-	2	1,336
減損損失の戻入れ	192	1	-	-	193
処分	1,598	732	-	0	2,330
為替レート変動の影響	27	27	-	0	55
その他	5	320	-	-	325
2020年3月31日残高	31,849	11,298	-	17	43,164
減価償却	4,523	1,598	-	9	6,131
減損損失	3,581	499	-	-	4,080
減損損失の戻入れ	42	4	-	-	46
処分	3,174	177	-	20	3,371
為替レート変動の影響	63	34	-	1	98
その他	2,485	704	-	51	3,139
2021年3月31日残高	34,316	12,544	-	57	46,916

(単位：百万円)

帳簿価額	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2019年4月1日残高	25,544	4,408	726	4	30,682
2020年3月31日残高	28,284	5,818	451	29	34,581
2021年3月31日残高	25,433	6,177	313	32	31,955

## (2) その他の開示

## 減価償却費

有形固定資産の減価償却額は、連結純損益計算書において「売上原価」として391百万円、「販売費及び一般管理費」として5,739百万円を認識しております。

## 資本的支出契約

当社グループでは、出店を計画しており、契約上確定しているものは下記のとおりであります。

なお、そのうち有形固定資産項目の帳簿価額に含めた支出額は連結財政状態計算書上は建設仮勘定に計上しております。

(単位：百万円)

	契約上確定している金額	左記の内、有形固定資産の帳簿価額に含めた支出額
2019年4月1日残高	1,148	245
2020年3月31日残高	1,194	91
2021年3月31日残高	546	114

## (3) 減損損失

当社グループは、営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗等について、前連結会計年度は有形固定資産1,336百万円、使用権資産1,362百万円、当連結会計年度は有形固定資産4,080百万円、使用権資産2,334百万円の減損損失を認識しました。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産グルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗については、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを前連結会計年度は6.2%～15.4%の割引率で、当連結会計年度は6.5%～16.7%の割引率で割引いて算定しております。

当社グループは、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、2021年4月に再び日本政府による緊急事態宣言及び自治体からの休業要請及び営業時間短縮要請が発出されたことにより、これらに則った店舗運営に切り替えております。加えて、海外の各国においても同様にコロナ禍の影響を受けておりますが、同感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取組等を参考に見直しを行った結果、2022年3月期にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、当該店舗の資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについて、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

## (4) 減損損失の戻入れ

過去に減損損失を認識した資産グループの一部に使用価値の回復による回収可能価額の増加が見込まれたため、前連結会計年度は有形固定資産193百万円、使用権資産2百万円、当連結会計年度は有形固定資産46百万円、使用権資産3百万円の減損損失の戻入れを認識しております。

なお、当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを前連結会計年度は6.2%、当連結会計年度は9.0%の割引率で割引いて算定しております。

13. 無形資産及びのれん

(1) 増減明細

無形資産及びのれんの取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2019年4月1日残高	30,143	1,219	11,121	149	324	440	43,396
取得	-	32	-	-	-	256	288
処分	-	29	-	-	-	10	38
ソフトウェア仮勘定からの振替	-	89	-	-	-	89	-
為替レート変動の影響	266	7	143	5	-	10	430
その他	-	142	-	-	-	188	46
2020年3月31日残高	29,878	1,447	10,978	145	324	399	43,170
取得	-	9	-	-	-	61	69
処分	-	1	-	-	-	11	12
ソフトウェア仮勘定からの振替	-	78	-	-	-	78	-
為替レート変動の影響	450	0	181	5	-	22	614
その他	-	0	-	-	-	167	167
2021年3月31日残高	30,328	1,533	11,159	149	324	183	43,675

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2019年4月1日残高	590	809	-	60	89	42	1,591
償却	-	170	-	17	32	17	236
減損損失	665	-	455	-	-	-	1,120
為替レート変動の影響	7	7	-	2	-	0	15
その他	-	-	-	-	-	19	19
2020年3月31日残高	1,248	972	455	76	122	40	2,913
償却	-	168	-	17	32	12	230
減損損失	-	-	260	-	-	-	260
為替レート変動の影響	17	0	-	3	-	6	14
その他	-	-	-	-	-	-	-
2021年3月31日残高	1,266	1,140	715	96	154	46	3,417

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2019年4月1日残高	29,554	409	11,121	89	235	398	41,806
2020年3月31日残高	28,629	474	10,523	69	203	360	40,257
2021年3月31日残高	29,062	392	10,444	53	170	137	40,258

(2) 無形資産及びのれんの減損テスト

資金生成単位グループへ配分した重要なのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
		のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産	のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産
海外事業	WOK TO WALK グループ	1,001	2,254	1,037	2,335
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	23,880	5,257	24,220	5,332
	MCグループ	731	324	787	349
その他	ソノコグループ	-	456	-	196
	アクティブソース	687	535	687	535
	ZUND	2,331	1,696	2,331	1,696

無形資産のうち、耐用年数を確定できない資産は、商標権であります。商標権は事業が存続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断しております。

減損テストの回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しております。

処分コスト控除後の公正価値は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、原則として、経営者が承認した今後5年の事業計画を基礎にしたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位グループの割引率により現在価値に割り引いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3であります。キャッシュ・フローの見積りにおいて、5年超のキャッシュ・フローは、5年目のキャッシュ・フローに対して所在地のインフレ率等を加味し、一定の成長率を用いて推定しております。

当社グループは、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、2021年4月に再び日本政府による緊急事態宣言及び自治体からの休業要請及び営業時間短縮要請が発出されたことにより、これらに則った店舗運営に切り替えております。加えて、海外の各国においても同様にコロナ禍の影響を受けておりますが、同感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取組等を参考に見直しを行った結果、2022年3月期にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

各資金生成単位グループの公正価値及び使用価値の算定に使用された割引率及び成長率は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
海外事業	WOK TO WALK グループ	8.1%	2.3%	10.5%	2.5%
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	11.5%	3.0%	8.8%	3.0%
	MCグループ	7.9%	1.0%	7.6%	2.5%
その他	ソノコグループ	13.2%	0.6%	-	-
	アクティブソース	11.7%	0.6%	10.2%	1.0%
	ZUND	11.2%	0.6%	11.5%	1.0%

減損テストの結果、前連結会計年度において、ソノコグループにおいて、資金生成単位の回収可能価額1,286百万円が帳簿価額を下回っているため、減損損失1,120百万円を認識しております。また、当連結会計年度においても、ソノコグループにおいて、回収可能価額750百万円が帳簿価額を下回ったため、減損損失260百万円を認識しております。なお、ソノコグループ以外の資金生成単位については、回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

減損損失を認識していない資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る金額は、前連結会計年度において、WOK TO WALKグループで1,600百万円、Tam Jai International Co.Limitedグループで6,348百万円、MCグループで850百万円、アクティブソースで388百万円、ZUNDで135百万円であります。また、当連結会計年度において、WOK TO WALKグループで69百万円、Tam Jai International Co.Limitedグループで22,260百万円、MCグループで1,746百万円、アクティブソースで328百万円、ZUNDで3,170百万円であります。

ただし、減損が発生していないのれん及び耐用年数を確定できない無形資産について、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。

仮に割引率及び成長率の2つの仮定のうち1つの仮定が単独で変動した場合に、見積回収可能額が帳簿価額と同額になる変動値は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
海外事業	WOK TO WALK グループ	2.3%	3.4%	0.2%	0.2%
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	2.1%	3.0%	4.8%	7.3%
	MCグループ	3.3%	4.6%	5.1%	7.5%
その他	ソノコグループ	0.0%	0.0%	-	-
	アクティブソース	1.7%	2.4%	2.0%	2.8%
	ZUND	0.2%	0.3%	5.6%	9.4%

### (3) その他の開示

無形資産の償却額は、連結純損益計算書において「販売費及び一般管理費」として認識しております。

## 14. 連結

当社グループの主要な子会社は、以下のとおりであります。なお、当社グループには重要な非支配持分は存在しません。

名称	住所	主要な事業の内容	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
			議決権比率 (%)	持分比率 (%)	議決権比率 (%)	持分比率 (%)
東利多控股有限公司	香港	海外事業の統括管理	100.0	100.0	100.0	100.0
台湾東利多股份有限公司	台北	レストラン経営等	100.0 [ 100.0 ]	100.0	100.0 [ 100.0 ]	100.0
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	持株会社	100.0	100.0	100.0	100.0
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステルダム	レストラン経営等	60.0	60.0	80.0	80.0
株式会社丸亀製麺	兵庫県神戸市	レストラン経営等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社ソノコ	東京都港区	化粧品販売等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社TGF	兵庫県加古川市	農産物の販売等	70.0	70.0	58.5	58.5
Tam Jai International Co.Limited	香港	レストラン経営等	100.0 [ 100.0 ]	100.0	100.0 [ 100.0 ]	100.0
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	レストラン経営等	70.0	70.0	70.0	70.0
株式会社アクティブソース	東京都品川区	レストラン経営等	80.3	80.3	100.0	100.0
株式会社ZUND	兵庫県姫路市	レストラン経営等	80.0	80.0	100.0	100.0

(注) 1 「議決権比率」欄の[内書]は間接所有であります。

- 2020年4月1日付で、株式会社トリドールジャパンは、商号を株式会社丸亀製麺に変更しております。
- 当社は、2020年4月1日に株式交換により株式会社アクティブソースの株式39株を取得し、完全子会社といたしました。
- 当社は、2020年4月1日に株式交換により株式会社ZUNDの株式70株を取得し、完全子会社といたしました。
- 2021年1月1日に吸収合併により旧株式会社いなみ野ファーム(存続会社)が、旧株式会社トリドールメリリー牧場(消滅会社)を吸収合併し、商号を株式会社TGFに変更いたしました。

15. 共同支配企業及び関連会社

(1) 持分に関する情報

持分法で会計処理をしている共同支配企業及び関連会社の純損益、その他の包括利益、当期包括利益合計、投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	重要性のない共同支配企業の合計額		重要性のない関連会社の合計額	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純損益	197	677	281	200
その他の包括利益	16	141	27	94
当期包括利益合計	181	818	308	294
投資の帳簿価額	2,781	1,977	1,989	1,707

(2) 共同支配企業及び関連会社の決算日

共同支配企業4社及びその子会社、関連会社1社の決算日は12月31日、共同支配企業の子会社1社の決算日は9月30日であり、当社グループと決算期を統一することが実務上不可能なことから、当該決算日の財務諸表に対して持分法を適用しております。

16. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
敷金及び保証金	8,230	7,848
建設協力金	4,522	4,366
長期貸付金	3,276	2,798
その他	111	303
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他(注)	659	773
貸倒引当金	2,100	2,383
合計	14,698	13,706

(注) その他に含まれる株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に指定しております。

## 17. 繰延税金及び法人所得税

## (1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計 年度期首 (2019年4月1日)	新基準適用 による累積的 影響額	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	その他	前連結会計 年度期末 (2020年3月31日)
繰延税金資産						
賞与引当金	123	-	5	-	-	119
未払事業税	55	-	41	-	-	15
固定資産	2,279	386	470	-	1	3,136
未払金	219	-	13	-	-	232
その他	371	-	515	-	35	921
小計	3,047	386	953	-	36	4,422
税務上の繰越欠損金及び 繰越税額控除に係る繰延 税金資産						
税務上の繰越欠損金	334	-	40	-	-	294
小計	334	-	40	-	-	294
繰延税金資産合計	3,381	386	914	-	36	4,716
繰延税金負債						
固定資産	2,682	-	173	-	32	2,477
その他	179	-	97	-	25	251
繰延税金負債合計	2,861	-	76	-	57	2,728
純額	520	386	990	-	93	1,988

(単位：百万円)

	前連結会計 年度期末 (2020年3月31日)	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	その他	当連結会計 年度期末 (2021年3月31日)
繰延税金資産					
賞与引当金	119	31	-	-	88
未払事業税	15	5	-	-	9
固定資産	3,136	810	-	1	3,947
未払金	232	7	-	-	225
その他	921	389	-	6	1,304
小計	4,422	1,156	-	5	5,573
税務上の繰越欠損金及び 繰越税額控除に係る繰延 税金資産					
税務上の繰越欠損金	294	3,058	-	-	3,352
小計	294	3,058	-	-	3,352
繰延税金資産合計	4,716	4,215	-	5	8,925
繰延税金負債					
固定資産	2,477	106	-	28	2,399
その他	251	52	-	172	131
繰延税金負債合計	2,728	54	-	144	2,530
純額	1,988	4,269	-	139	6,396

当社グループは、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、2021年4月に再び日本政府による緊急事態宣言及び自治体からの休業要請及び営業時間短縮要請が発出されたことにより、これらに則った店舗運営に切り替えております。加えて、海外の各国においても同様にコロナ禍の影響を受けておりますが、同感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取組等を参考に見直しを行った結果、2022年3月期にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

上記の将来キャッシュ・フローの見積りの結果、十分な将来課税所得を稼得する可能性が高いと認められる税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
税務上の繰越欠損金	4,145	5,784
将来減算一時差異	3,742	4,731

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の金額と繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	-
5年目以降	4,145	5,784
合計	4,145	5,784

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社は子会社及び共同支配企業への投資に係る将来加算一時差異の一部については、繰延税金負債を認識しておりません。

これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取崩さないことが確実であるためです。なお、当該金額について重要性はありません。

## (2) 法人所得税

純損益を通じて認識される法人所得税は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期税金費用	1,886	568
繰延税金費用	990	4,269
法人所得税費用 合計	895	3,700

当期税金費用には、従前は税効果未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。

これに伴う当期税金費用の減少額は、前連結会計年度は9百万円、当連結会計年度は10百万円であります。

## 適用税率の調整

前連結会計年度および当連結会計年度において、当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率はそれぞれ30.6%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
法定実効税率による法人所得税	30.6%	30.6%
未認識の繰延税金資産の増減	5.7%	1.2%
課税所得計算上減算されない費用	6.4%	1.6%
法人税額の特別控除	5.5%	- %
留保利益の税効果	2.4%	0.2%
子会社との税率差異	12.6%	16.6%
持分法投資損益	5.2%	2.9%
その他	0.6%	0.7%
実際負担税率	31.6%	40.6%

## 18. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品	607	549
原材料	228	170
合計	836	718

売上原価に計上した棚卸資産の金額は、前連結会計年度39,171百万円、当連結会計年度33,765百万円であり、評価減を実施した棚卸資産の金額は、前連結会計年度2百万円、当連結会計年度は該当ありませんでした。

## 19. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
営業未収入金	2,437	3,076
その他	1,609	2,621
貸倒引当金	79	200
合計	3,967	5,497

## 20. キャッシュ・フロー情報

## (1) 現金及び現金同等物

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財政状態計算書における現金及び現金同等物の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物の残高は一致しております。

現金及び現金同等物の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金	25,801	24,969
合計	25,801	24,969

## (2) 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	(帳簿価額) 2019年 4月1日	IFRS第16号適用 による調整	2019年 4月1日 (調整後)	キャッシュ・ フローを伴う 変動	キャッシュ・フ ローを伴わない 変動	(帳簿価額) 2020年 3月31日
短期借入金	64	-	64	35	-	29
長期借入金	59,074	-	59,074	1,072	-	58,002
リース負債	3,536	83,464	87,000	15,038	11,742	83,705
合計	62,674	83,464	146,138	16,145	11,742	141,735

リース負債に係るキャッシュ・フローを伴わない変動は、主に新規契約によるものです。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	(帳簿価額) 2020年 4月1日	キャッシュ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを 伴わない変動	(帳簿価額) 2021年 3月31日
短期借入金	29	6,994	1	7,022
長期借入金	58,002	2,733	-	55,269
リース負債	83,705	15,539	12,868	81,034
合計	141,735	11,278	12,867	143,324

リース負債に係るキャッシュ・フローを伴わない変動は、主に新規契約によるものです。

21. 払込資本及び剰余金

(1) 資本金及び自己株式  
発行済株式数

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
株式の種類	普通株式	普通株式
授權株式数	115,200,000	230,400,000
発行済株式数：期首株式数	43,489,576	43,571,676
株式分割	-	43,571,676
新株予約権の行使	82,100	78,600
期末株式数	43,571,676	87,221,952

- (注) 1. すべての普通株式は無額面であり、すべての発行済株式は全額払込済であります。
2. 普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また、株主総会での議決権を100株につき1つ有しております。当社グループが保有する当社株式に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。
3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、授權株式数が115,200,000株増加し、230,400,000株となり、発行済株式数は43,571,676株増加しております。

自己株式

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
期首株式数	910,009	902,822
期中増減	7,187	44,478
期末株式数	902,822	858,344

- (注) 1. 保有している自己株式はすべて普通株式であります。
2. 当連結会計年度の期中増減の主な内容は以下のとおりであります。
- 株式分割による増加 902,822株
- 株式会社アクティブソースとの株式交換に伴う同社の株主への当社株式の交付による減少 189,306株
- 株式会社ZUNDとの株式交換に伴う同社の株主への当社株式の交付による減少 747,320株

(2) 資本剰余金

資本剰余金は、主として、新株予約権の行使、新株の発行の際に資本金に組入れなかった資本準備金であります。

(3) 利益剰余金及び配当金

利益剰余金

利益剰余金は、当連結会計年度および過年度に純損益として認識されたものおよびその他の包括利益から振替えられたものからなります。

## 配当

## ( ) 配当の総額および1株当たり配当額

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 取締役会 (2019年5月14日)	64	1.50	2019年3月31日	2019年6月13日
当連結会計年度 取締役会 (2020年5月25日)	533	12.50	2020年3月31日	2020年6月12日

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は株式分割前の金額を記載しております。

## ( ) 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 取締役会 (2020年5月25日)(注)	533	12.50	2020年3月31日	2020年6月12日
当連結会計年度 取締役会 (2021年5月14日)	389	4.50	2021年3月31日	2021年6月15日

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は株式分割前の金額を記載しております。

## (4) その他の資本の構成要素

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき、新株予約権を発行しております。なお、契約条件および金額等は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しております。

## 22. その他資本性金融商品

成長投資資金および既存事業の継続的成長のための投資資金として、2019年11月に、永久劣後特約付ローン(以下、本劣後ローン)による資金調達を実行しました。

本劣後ローンは、国際会計基準(IFRS)における資本性金融商品に分類されるため、資本区分において10,847百万円(取引費用153百万円控除後)をその他資本性金融商品として計上しております。

なお、連結会計年度末における本劣後ローン経過利息のうち、支払が確定していないため、その他資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない金額は、前連結会計年度において148百万円、当連結会計年度において348百万円であります。

## 本劣後ローンの概要

借入契約金額	110億円
適用利率	6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。但し、2024年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。
利息支払に関する条項	利息支払の任意繰延が可能。
弁済期日	期限の定めなし。但し、2020年11月の利息支払日(同日を含む。)以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。
劣後特約	本劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由(清算等)が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。

## 23. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益又は損失および希薄化後1株当たり当期利益又は損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失( ) (百万円)	1,956	5,456
親会社の株主に帰属しない当期利益(百万円)	148	385
基本的1株当たり当期利益又は損失( )の計算に利用する当期利益又は損失( )(百万円)	1,808	5,841
普通株式の加重平均株式数(株)	85,229,030	86,272,724
ストック・オプションによる増加(株)	278,866	-
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	85,507,896	86,272,724
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益又は損失( )		
基本的1株当たり当期利益又は損失( )(円)	21.21	67.71
希薄化後1株当たり当期利益又は損失( )(円)	21.14	67.71

(注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益又は損失( )」および「希薄化後1株当たり当期利益又は損失( )」を算定しております。

2. 当連結会計年度において、ストック・オプション等は逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり当期損失の計算に含まれておりません。

## 24. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	354	-	354	-	354
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	11	-	11	-	11
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	365	-	365	-	365
その他の包括利益合計	365	-	365	-	365

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	1,009	-	1,009	-	1,009
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	235	-	235	-	235
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	774	-	774	-	774
その他の包括利益合計	774	-	774	-	774

## 25. 借入金等

## (1) 内訳

## 流動負債の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	29	7,022
1年以内返済予定の長期借入金	12,424	13,295
リース負債	13,625	14,429
合計	26,077	34,746

## 非流動負債の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
長期借入金（1年以内返済予定のものを除く）	45,578	41,974
リース負債（1年以内返済予定のものを除く）	70,079	66,605
合計	115,658	108,578

## (2) 契約条件及び返済スケジュール

（単位：百万円）

	名目金利 (平均) (%)	返済期限	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
			帳簿価額	帳簿価額
短期借入金	0.360	-	29	7,022
1年以内返済予定の長期借入金	0.371	-	12,424	13,295
リース負債	1.058	-	13,625	14,429
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	0.511	2022年4月～ 2030年10月	45,578	41,974
リース負債 (1年以内返済予定のものを除く)	0.703	2022年4月～ 2048年7月	70,079	66,605
合計			141,735	143,324

(注) 名目金利(平均)については、借入金等の当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載していません。

(3) 担保提供資産

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

担保提供資産 定期預金30百万円

定期預金30百万円は長期借入金239百万円(うち1年以内返済予定の長期借入金94百万円)の担保に供しているものであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

担保提供資産 定期預金30百万円

定期預金30百万円は長期借入金346百万円(うち1年以内返済予定の長期借入金90百万円)の担保に供しているものであります。

26. 引当金

(1) 増減明細

(単位: 百万円)

	賞与引当金	店舗閉鎖損失引当金	資産除去債務	その他	合計
2020年4月1日残高	542	30	2,657	305	3,534
増加額	702	190	2,082	314	3,288
目的使用	479	99	777	279	1,634
戻入	55	33	-	53	141
時の経過による割戻し	0	-	15	0	15
為替レート変動の影響	14	-	117	4	135
その他	6	-	220	2	224
2021年3月31日残高	717	87	3,874	293	4,972

(2) 連結財政状態計算書における内訳

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動負債		
賞与引当金	542	717
店舗閉鎖損失引当金	30	87
その他	156	165
小計	727	970
非流動負債		
資産除去債務	2,657	3,874
その他	149	128
小計	2,807	4,002
合計	3,534	4,972

## (3) 引当金の内容

賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込み額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金は、店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

資産除去債務は、事業用定期借地契約等に係る不動産賃貸借契約に伴う建物の原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び不動産賃貸借契約期間を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、資産除去債務を認識しております。これらの費用は、主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業の状況により影響を受けます。

## 27. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
買掛金	3,493	3,814
未払金	3,506	3,193
設備・工事未払金	2,012	857
未払消費税等	1,348	4,036
その他	496	332
合計	10,855	12,232

## 28. 金融商品

## (1) 資本管理

取締役会による当社グループの資本管理方針は、投資家、債権者および市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することにあります。取締役会は、普通株主への配当水準のみならず、自己資本も監視しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	45,427	39,461
資産合計	209,978	209,411
親会社所有者帰属持分比率	21.6%	18.8%

## (2) 金融リスク管理の概要

## 概要

当社グループの金融商品に対する取組みは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

当社グループは、金融商品に係る以下のリスクを負っています。

- ・信用リスク((3)参照)
- ・流動性リスク((4)参照)
- ・金利リスク((5)参照)

## リスク管理フレームワーク

当社グループのリスク管理フレームワークの確立および監督については、取締役会が全責任を負っております。取締役会は、当社グループのリスク管理方針を策定し監視する責任を負う、リスクマネジメント委員会を設立しております。当該委員会は、その活動について定期的に取締役会に報告しております。

当社グループのリスク管理方針は、当社グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限およびコントロールを決定し、また、リスクとその上限の遵守を監視するように策定されております。当社グループは、市場の状況および当社グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針およびシステムを定期的に見直しております。当社グループは、研修、管理基準およびその手続きを通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解する、統制のとれた建設的なコントロール環境を醸成させることを目標としております。

当社グループの監査等委員会は、当社グループのリスク管理方針および手続きの遵守状況を経営陣がどのように監視しているかを監督し、当社グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしております。当社グループの監査等委員会は、監督を遂行するに当たって内部監査からの支援を受けております。内部監査は、リスク管理コントロールおよび手続きの定期的および臨時的レビューを行い、その結果を監査等委員会に報告しております。

## (3) 信用リスク

信用リスクとは、顧客、又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことが出来なかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客及び店舗の貸與人への債権等から生じます。

当社の営業債権、敷金・保証金及び建設協力金等は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき総務部を主管部門とし、主な取引先の信用状況について、定期的に把握する体制をとっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じた管理を行っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結財政状態計算書に計上されている減損損失控除後の金融資産の帳簿価額が信用リスクの最大エクスポージャーとなっております。

## 営業債権等の期日別分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2020年3月31日)				
	貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損している金融資産	顧客との契約から生じた債権	
延滞なし	14,386	-	2,464	2,356	19,207
期日経過30日以内	-	-	63	2	65
期日経過30日超60日以内	-	-	10	18	27
期日経過60日超90日以内	-	-	6	1	8
期日経過90日超	-	-	818	60	879
合計	14,386	-	3,361	2,437	20,185

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2021年3月31日)				
	貸倒引当金を 12ヶ月の予想 信用損失に等 しい金額で測 定している金 融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等 しい金額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
延滞なし	14,416	-	3,099	2,768	20,283
期日経過30日以内	-	-	-	11	11
期日経過30日超60日以内	-	-	-	1	1
期日経過60日超90日以内	-	-	-	3	3
期日経過90日超	-	-	420	294	714
合計	14,416	-	3,520	3,076	21,012

## 貸倒引当金の増減分析

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)				
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間にわたる予想信用損失			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
期首残高	-	-	1,295	3	1,299
期中増加額	-	-	930	12	942
期中減少額(目的使用)	-	-	28	-	28
期中減少額(戻入)	-	-	31	3	34
その他の増減	-	-	-	-	-
期末残高	-	-	2,167	12	2,179

	当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)				
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間にわたる予想信用損失			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
期首残高	-	-	2,167	12	2,179
期中増加額	-	-	423	300	723
期中減少額(目的使用)	-	-	105	-	105
期中減少額(戻入)	-	-	146	-	146
その他の増減	-	-	68	-	68
期末残高	-	-	2,270	312	2,582

(4) 流動性リスク

概要

流動性リスクとは、当社グループが現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。

当社グループは、営業債務や借入金について適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

満期分析

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであり、利息支払額の見積りを含み、相殺契約の影響を除外しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	58,030	59,214	12,727	33,319	13,169
リース負債	83,705	86,931	14,233	38,994	33,704
営業債務及び その他の債務	10,855	10,855	10,855	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	62,290	62,579	20,391	32,260	9,928
リース負債	81,034	83,952	14,454	36,348	33,151
営業債務及び その他の債務	12,232	12,232	12,232	-	-

なお、満期分析に含まれているキャッシュ・フローが、著しく早期に発生すること、または著しく異なる金額で発生することは見込まれておりません。

(5) 金利リスク

当社グループは出店のための資金を主に銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によるリース負債によって賅っております。

現在は、主に、固定金利の長期借入金により資金を調達しているため、短期的な金利の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微であります。

金利感応度分析

当社グループの保有する金融商品については、金利変動が将来キャッシュ・フローに重要な影響を与えるものはないため、金利感応度分析は実施しておりません。

(6) 会計処理の分類及び公正価値

公正価値及び帳簿価額

金融資産・負債の公正価値及び連結財政状態計算書に示された帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
現金及び現金同等物	25,801	25,801	24,969	24,969
営業債権及びその他の債権	3,967	3,967	5,497	5,497
その他の金融資産	14,039	14,695	12,933	13,705
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	659	659	773	773
償却原価で測定する金融負債				
営業債務及びその他の債務	10,855	10,855	12,232	12,232
短期借入金	29	29	7,022	7,022
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	58,002	58,285	55,269	54,956

公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては将来キャッシュ・フローを割引く方法、又は、その他の適切な評価方法により見積っております。

(a) 現金及び現金同等物

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(b) 営業債権及びその他の債権

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(c) その他の金融資産

償却原価で測定する金融資産は、主として、敷金及び保証金、建設協力金及び長期貸付金により構成されており、これらの時価について、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差入又は貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場有価証券により構成されており、報告期間末に入手可能なデータ等を勘案し公正価値を算定しております。なお、公正価値のレベルは3であります。

(d) 営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(e) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

公正価値ヒエラルキー

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：資産又は負債について、直接的に観察可能なインプット又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3：資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

各年度における、レベル3に分類されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	380	659
購入	279	114
期末残高	659	773

## 29. リース

当社グループは、主として店舗運営に必要な土地建物等を賃借しております。リース契約に伴って当社グループに課される制約はありません。

## (1) 使用权資産の増減明細

(単位：百万円)

取得原価	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	79,628	95,045
取得	16,753	16,473
処分	943	4,380
為替レート変動の影響	17	371
その他	376	4,336
期末残高	95,045	111,845

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	1,534	16,272
減価償却	14,361	14,877
減損損失	1,362	2,334
減損損失の戻入れ	2	3
処分	894	3,465
為替レート変動の影響	19	205
その他	107	3,514
期末残高	16,272	33,735

帳簿価額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	土地、建物及び構築物
2019年4月1日残高	78,094
2020年3月31日残高	78,773
2021年3月31日残高	78,110

## (2) 使用权資産に関連する損益

使用权資産に関連する損益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
使用权資産の減価償却費		
土地、建物および構築物を原資産とするもの	14,361	14,877
減価償却費計	14,361	14,877
短期リース費用	80	36
少額資産リース費用	428	436
変動リース料(注)	796	838

(注) 1. リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。

2. リース負債に係る金利費用は「注記11. 金融収益及び金融費用(2) 金融費用の内訳」に記載しております。

3. 使用权資産の減価償却額は、連結純損益計算書において「販売費及び一般管理費」として計上されております。

4. 新型コロナウイルス感染症による賃料減免の会計処理について、注記2. 作成の基礎 (5) 会計方針の変更(IFRS第16号「リース」の改訂の適用)に記載した便法を適用しております。

## (3) リースに係るキャッシュ・アウトフロー

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	17,523	18,053
合計	17,523	18,053

## (4) 延長オプション及び解約オプション

当社グループの一部の不動産リースは、延長オプション及び解約オプションを有しています。延長オプションは主に借手及び貸手の双方が異議を申し立てない限り、リース期間を延長するものであり、解約オプションは主に借手又は貸手のいずれかが、リース期間終了日より一定期間前までに相手方に通知すれば、早期解約が認められるものです。これらの契約条件は、物件ごとに異なります。

## (5) リース負債の満期分析

リース負債の満期分析については、注記28. 金融商品(4) 流動性リスク」に記載しております。

## (6) 減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
減損損失	1,362	2,334

(注) 減損損失の詳細は、「注記12. 有形固定資産(3) 減損損失」に記載しております。

## (7) 減損損失の戻入れ

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
減損損失の戻入れ	2	3

(注) 減損損失の戻入れの詳細は、「注記12.有形固定資産(4)減損損失の戻入れ」に記載しております。

## 30. 株式に基づく報酬

## (1) ストック・オプションの内容

## 制度の内容

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む)および従業員に対して、意欲や士気を高揚させ、株主と株価を意識した経営を推進し、もって当社グループの企業価値の向上を図ることです。

当社グループのストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

前連結会計年度および当連結会計年度において存在する当社グループのストック・オプション制度は、以下のとおりです。

	付与数(株)	付与日	行使期間	行使価格(円)
2012年度ストック・オプション 《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)(注)1および従業員に対するもの》	734,800	2012年8月13日	2015年6月28日～ 2022年6月27日	701
2015年度ストック・オプション 《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)および従業員に対するもの》	991,400	2015年8月12日	2018年6月26日～ 2025年6月25日	976
2018年度ストック・オプション 《取締役(監査等委員である取締役を含む)、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員》	1,097,000	2018年8月14日	2021年6月28日～ 2028年6月27日	1,283

(注) 1. 付与日において、監査役の地位にあった者(以下、本事項において同じ)

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、付与数及び行使価格は当該株式分割後の数に換算して記載しております。

ストック・オプションの行使可能株式総数および平均行使価格

前連結会計年度末および当連結会計年度末において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、行使価格及び株数は当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

1) 2012年度ストック・オプション

《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）および従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
行使価格(円)	701	701
期首未行使残高(株)	261,000	211,600
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	2,600	400
期中の行使(株)	46,800	23,000
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	211,600	188,200
期末行使可能残高(株)	211,600	188,200
残存契約年数	2年3か月	1年3か月

## 2) 2015年度ストック・オプション

《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)および従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
行使価格(円)	976	976
期首未行使残高(株)	678,600	616,000
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	10,800	17,600
期中の行使(株)	51,800	55,600
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	616,000	542,800
期末行使可能残高(株)	616,000	542,800
残存契約年数	5年3か月	4年3か月

## 3) 2018年度ストック・オプション

《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員》

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
行使価格(円)	1,283	1,283
期首未行使残高(株)	1,025,400	957,600
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	67,800	72,400
期中の行使(株)	-	-
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	957,600	885,200
期末行使可能残高(株)	957,600	885,200
残存契約年数	8年3か月	7年3か月

当連結会計年度中に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は1,453.24円です(前連結会計年度:2,322.94円)。

## ストック・オプションの公正価値測定

ブラック・ショールズモデルを使用して持分決済型株式報酬の公正価値を評価しており、公正価値の測定に使用された仮定は以下のとおりです。

	2012年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む） および従業員に対するもの》	2015年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む） および従業員に対するもの》
付与日の公正価値（円）	546.00	602.00
付与日の株価（円）（注）1	1,335	1,859
行使価格（円）	701	976
予想ボラティリティ（注）2	52.0%	36.9%
予想残存期間（注）3	6.37年	6.38年
予想配当（注）4	15.5円 / 株	10.0円 / 株
無リスク利率（注）5	0.48%	0.12%

	2018年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む））、執行役員および 従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および 従業員》
付与日の公正価値（円）	638.00
付与日の株価（円）	2,417
行使価格（円）	1,283
予想ボラティリティ（注）2	32.0%
予想残存期間（注）3	6.37年
予想配当（注）4	26.50円 / 株
無リスク利率（注）5	0.01%

- （注）1．2020年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、行使価格は、当該株式分割後の株数に換算して記載しております。
- 2．付与日直近の数年間の株価実績に基づき算定しました週次ボラティリティを採用しております。
- 3．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 4．付与期の配当実績によります。
- 5．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

対象者に対して付与されたストック・オプションは、持分決済型株式報酬として会計処理しており、当該費用は、連結純損益計算書上「販売費及び一般管理費」に計上しております。前連結会計年度100百万円、当連結会計年度83百万円です。

## (2) 譲渡制限付株式報酬制度の内容

## 制度の内容

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図る長期インセンティブを与えると同時に、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を採用しております。本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）および執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対して、当社グループから支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行または処分を受けることとなります。本制度に基づき各対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。本制度に基づく当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこととします。

なお、当該株式の公正価値の評価に際して、観察可能な市場価格を基礎として測定しております。

## 期中に付与された株式数と公正価値

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)		当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
	2019年7月26日	2019年11月29日	-
付与日	2019年7月26日	2019年11月29日	-
付与数(株)	5,953	1,234	-
付与日の公正価値(円)	2,269	2,433	-

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、付与数及び公正価値は当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## 連結純損益計算書に計上された金額

譲渡制限付株式報酬制度に係る費用は、前連結会計年度15百万円、当連結会計年度10百万円であります。当該費用は、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

31. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
関連会社	株式会社Fast Beauty	資金の貸付	318	1,749

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

2. 株式会社Fast Beautyへの長期貸付金に対し、1,002百万円の貸倒引当金を計上しております。また、前連結会計年度において564百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
関連会社	株式会社Fast Beauty	資金の貸付	60	1,797

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

2. 株式会社Fast Beautyへの長期貸付金に対し、1,228百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において226百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 取締役に対する報酬

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	138	126
株式報酬	8	6
合計	146	132

## 32. 重要な後発事象

## (コミットメントラインおよび当座貸越契約の締結)

## (1) 目的

当社は、2021年5月14日の取締役会にて今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事業環境の不確実性を鑑み、運転資金の確保および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン90億円および当座貸越90億円、合計短期借入枠180億円の契約を延長することを決議しました。

## (2) コミットメントラインおよび当座貸越契約の概要

	コミットメントライン契約	当座貸越契約
組成総額（極度総額）	9,000百万円	9,000百万円
契約延長日	2021年5月25日	
契約期間	1年間	
金融機関	株式会社三井住友銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行	

## (3) 財務制限条項

上記コミットメントラインおよび当座貸越契約には以下の および の財務制限条項が付されています。

## 資本の維持

2021年3月期決算における連結財政状態計算書の資本の金額の50%以上に維持すること。

## 営業利益および税引後当期利益の維持

連結純損益計算書における営業損益および税引後当期利益が、2021年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

## (4) コミットメントラインおよび当座貸越契約の未使用の借入枠

契約延長日における未使用の借入枠はコミットメントライン契約が9,000百万円、当座貸越契約が6,000百万円であります。

## (資本準備金の額の減少)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少の件」について、2021年6月29日開催の第31期定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

## (1) 目的

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の柔軟性・弾力性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

## (2) 資本準備金の額の減少の内容

## 減少する資本準備金の額

資本準備金 4,285,805,059円

## 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 4,285,805,059円

## (3) 資本準備金の減少が効力を生ずる日

2021年6月29日

## (ストック・オプションについて)

当社は、2021年6月29日開催定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして特に有利な条件を持って新株予約権を発行することならびに募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしております。

なお、その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	27,294	63,473	100,820	134,760
税引前四半期 損失( )又は税引前損失( ) (百万円)	3,922	3,505	3,282	9,119
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)損失( ) (百万円)	2,614	2,094	2,209	5,456
基本的1株当たり四半期(当期) 損失( ) (円)	31.43	26.52	29.35	67.71

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益又は 基本的1株当たり四半期損失( ) (円)	31.43	4.90	2.83	38.34

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	11,370	11,647
営業未収入金	7,650	7,863
原材料及び貯蔵品	9	16
前払費用	1,013	1,028
短期貸付金	483	2,052
未収入金	489	663
その他	464	511
貸倒引当金	78	233
流動資産合計	21,399	23,547
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	19,525	18,706
構築物	1,447	1,413
車両運搬具	9	6
工具、器具及び備品	4,463	4,597
リース資産	1,928	1,693
建設仮勘定	394	71
有形固定資産合計	27,766	26,487
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	314	264
電話加入権	1	1
商標権	2	1
ソフトウェア仮勘定	32	-
無形固定資産合計	350	267
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	9	22
関係会社株式	50,827	53,092
関係会社出資金	0	0
長期貸付金	10,173	8,500
長期前払費用	585	155
敷金・保証金	6,536	6,233
建設協力金	4,522	4,366
繰延税金資産	3,752	5,125
その他	420	1,112
貸倒引当金	3,423	3,634
投資その他の資産合計	73,401	74,971
<b>固定資産合計</b>	101,516	101,725
<b>資産合計</b>	122,915	125,272

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,544	2,471
短期借入金	-	7,000
1年内返済予定の長期借入金	11,833	12,737
リース債務	228	277
未払金	6,683	4,209
未払費用	402	521
未払法人税等	63	242
預り金	3,907	45
賞与引当金	50	42
店舗閉鎖損失引当金	30	87
設備関係未払金	2,008	827
資産除去債務	-	373
その他	22	34
流動負債合計	27,769	28,866
固定負債		
長期借入金	55,035	51,117
リース債務	2,691	2,380
資産除去債務	2,171	3,039
その他	74	133
固定負債合計	59,970	56,670
負債合計	87,739	85,536
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,181	4,228
資本剰余金		
資本準備金	4,239	4,285
資本剰余金合計	4,239	4,285
利益剰余金		
利益準備金	8	8
その他利益剰余金		
別途積立金	13,379	13,379
繰越利益剰余金	15,066	18,381
利益剰余金合計	28,453	31,767
自己株式	2,115	1,018
株主資本合計	34,758	39,263
新株予約権	418	473
純資産合計	35,176	39,736
負債純資産合計	122,915	125,272

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	3 78,728	3 74,583
売上原価	1 42,865	1 40,495
売上総利益	35,862	34,088
販売費及び一般管理費	2, 3 32,433	2, 3 30,487
営業利益	3,429	3,601
営業外収益		
受取利息	3 188	3 174
受取配当金	3 1,476	3 5,018
為替差益	-	14
その他	149	192
営業外収益合計	1,813	5,397
営業外費用		
支払利息	675	998
為替差損	175	-
その他	432	321
営業外費用合計	1,282	1,319
経常利益	3,960	7,678
特別利益		
新株予約権戻入益	14	5
その他	-	3
特別利益合計	14	9
特別損失		
固定資産除却損	152	-
減損損失	1,290	4,228
関係会社株式評価損	1,465	-
関係会社貸倒引当金繰入額	1,300	422
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	197
その他	7	196
特別損失合計	4,214	5,044
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	240	2,644
法人税、住民税及び事業税	541	116
法人税等調整額	772	1,373
法人税等合計	231	1,257
当期純利益又は当期純損失( )	9	3,901

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			利益剰余 金合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,100	4,158	4,158	8	13,379	15,139	28,525	2,132	34,651
当期変動額									
新株の発行	81	81	81						163
剰余金の配当						64	64		64
当期純損失（ ）						9	9		9
自己株式の処分								17	17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	81	81	81	-	-	73	73	17	107
当期末残高	4,181	4,239	4,239	8	13,379	15,066	28,453	2,115	34,758

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	378	35,029
当期変動額		
新株の発行		163
剰余金の配当		64
当期純損失（ ）		9
自己株式の処分		17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	40	40
当期変動額合計	40	147
当期末残高	418	35,176

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,181	4,239	4,239	8	13,379	15,066	28,453	2,115	34,758
当期変動額									
新株の発行	47	47	47						93
剰余金の配当						533	533		533
当期純利益						3,901	3,901		3,901
自己株式の処分						53	53	1,097	1,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	47	47	47	-	-	3,315	3,315	1,097	4,506
当期末残高	4,228	4,285	4,285	8	13,379	18,381	31,767	1,018	39,263

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	418	35,176
当期変動額		
新株の発行		93
剰余金の配当		533
当期純利益		3,901
自己株式の処分		1,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55	55
当期変動額合計	55	4,560
当期末残高	473	39,736

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法

## 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 原材料・・・・・・・・最終仕入原価法

(2) 貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法

## 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)・・・・・・・・定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産・・・・・・・・ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産・・・・・・・・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用・・・・・・・・定額法を採用しております。

## 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金・・・・・・・・店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

## 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (重要な会計上の見積り)

- (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産 26,487百万円 (内、店舗に係る有形固定資産 24,717百万円)  
 関係会社株式 53,092百万円  
 繰延税金資産 5,125百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

有形固定資産につきましては、連結財務諸表「注記3.重要な会計方針(10)非金融資産の減損」に記載しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の認識は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は取得原価をもって貸借対照表価額としますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しております。実質価額については将来事業計画をもとに見積る場合もあります。当該見積りは、外食市場環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の財務諸表において関係会社株式の減損損失が生じる可能性があります。

なお、当社グループは、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、2021年4月に再び日本政府による緊急事態宣言及び自治体からの休業要請及び営業時間短縮要請が発出されたことにより、これらに則った店舗運営に切り替えております。加えて、海外の各国においても同様にコロナ禍の影響を受けておりますが、同感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取組等を参考に見直しを行った結果、2022年3月期にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

## (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

## (貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	8,250百万円	10,047百万円
長期金銭債権	8,874	8,208
短期金銭債務	7,200	1,829

## (損益計算書関係)

1. 売上原価の内訳および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
原材料費	28,441百万円	26,249百万円
地代家賃	11,150	10,518
減価償却費	3,275	3,728

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度66%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30%、当事業年度34%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
雑給	245百万円	116百万円
地代家賃	1,034	992
水道光熱費	7,969	6,891
備品・消耗品費	3,815	4,156
広告宣伝費	5,885	5,325
業務・管理委託費	2,494	3,087
減価償却費	280	324
賞与引当金繰入額	96	66
貸倒引当金繰入額	15	245

(注) 表示方法の変更

前事業年度において記載していなかった「業務・管理委託費」および「貸倒引当金繰入額」は金額的重要性が増したため、当事業年度より記載しております。

### 3. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	78,152百万円	74,317百万円
販売費及び一般管理費	612	1,017
営業取引以外の取引による取引高	1,552	5,073

(有価証券関係)

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式」および「関連会社株式(関係会社出資金を含む)」で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる「子会社株式」および「関連会社株式(関係会社出資金を含む)」の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	49,726	51,991
関連会社株式(関係会社出資金を含む)	1,101	1,101
計	50,827	53,092

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	15百万円	13百万円
減価償却費	688	664
減損損失	1,488	1,908
資産除去債務	664	1,044
リース資産	617	588
未払金	230	223
貸倒引当金	1,063	1,112
関係会社株式評価損	875	1,157
投資有価証券評価損	450	126
未払事業税	-	11
その他	156	240
繰延税金資産小計	6,246	7,085
評価性引当額	1,686	1,055
繰延税金資産合計	4,560	6,030
(繰延税金負債)		
未収事業税	26	-
資産除去債務に対応する除去費用	302	463
リース債務	478	434
その他	2	8
繰延税金負債合計	808	905
繰延税金資産の純額	3,752	5,125

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の「固定資産」の「繰延税金資産」に計上しております。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率		30.6%
(調整)	税引前当期純損失を計上しているため、記載をしておりません。	
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		55.2
住民税等均等割額		0.2
過年度法人税等		0.7
評価性引当額		23.9
その他		1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		47.6

## (重要な後発事象)

## (コミットメントラインおよび当座貸越契約の締結)

## (1) 目的

当社は、2021年5月14日の取締役会にて今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事業環境の不確実性を鑑み、運転資金の確保および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン90億円および当座貸越90億円、合計短期借入枠180億円の契約を延長することを決議しました。

## (2) コミットメントラインおよび当座貸越契約の概要

	コミットメントライン契約	当座貸越契約
組成総額（極度総額）	9,000百万円	9,000百万円
契約延長日	2021年5月25日	
契約期間	1年間	
金融機関	株式会社三井住友銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行	

## (3) 財務制限条項

上記コミットメントラインおよび当座貸越契約には以下の および の財務制限条項が付されています。

## 資本の維持

2021年3月期決算における連結財政状態計算書の資本の金額の50%以上に維持すること。

## 営業利益および税引後当期利益の維持

連結純損益計算書における営業損益および税引後当期利益が、2021年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

## (4) コミットメントラインおよび当座貸越契約の未使用の借入枠

契約延長日における未使用の借入枠はコミットメントライン契約が9,000百万円、当座貸越契約が6,000百万円であります。

## (資本準備金の額の減少)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少の件」について、2021年6月29日開催の第31期定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

## (1) 目的

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の柔軟性・弾力性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

## (2) 資本準備金の額の減少の内容

## 減少する資本準備金の額

資本準備金 4,285,805,059円

## 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 4,285,805,059円

## (3) 資本準備金の減少が効力を生ずる日

2021年6月29日

## (ストック・オプションについて)

当社は、2021年6月29日開催定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして特に有利な条件を持って新株予約権を発行することならびに募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしております。

なお、その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	19,525	5,188	3,605 (3,540)	2,402	18,706	20,744
	構築物	1,447	223	65 (62)	192	1,413	2,297
	車両運搬具	9	-	-	3	6	5
	工具、器具及び備品	4,463	1,932	702 (605)	1,096	4,597	8,865
	リース資産	1,928	-	45 (21)	190	1,693	2,371
	建設仮勘定	394	2,936	3,260	-	71	-
	計	27,766	10,280	7,675 (4,228)	3,883	26,487	34,283
無形固定資産	ソフトウェア	314	78	-	128	264	1,026
	電話加入権	1	-	-	-	1	-
	商標権	2	-	-	0	1	0
	ソフトウェア仮勘定	32	85	117	-	-	-
	計	348	163	117	128	267	1,026

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

新規出店、店舗に係る店舗設備等の増加

建物	2,316百万円
構築物	176百万円
工具、器具及び備品	639百万円

2. 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失の計上額であります。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,501	709	343	3,867
賞与引当金	50	42	50	42
店舗閉鎖損失引当金	30	190	132	87

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	取扱場所 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 株主名簿管理人 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 取次所 - 買取手数料 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.toridoll.com/">https://www.toridoll.com/</a>
株主に対する特典	毎年3月31日および9月30日の株主名簿に記載された100株以上を保有する株主に対し、当社国内店舗で利用可能な優待割引券を保有株式数に応じて贈呈する。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使ができない旨の規定を設けております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第30期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第30期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月29日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第31期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出。

第31期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出。

第31期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年6月29日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書

2020年10月14日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 野 隆 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 野 陽 一

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗に関する有形固定資産及び使用権資産の減損損失の認識及び測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社トリドールホールディングスは、丸亀製麺をはじめとして、会社及びその連結子会社が国内で運営する店舗の大部分を保有している。連結財政状態計算書には会社の保有する店舗に係る有形固定資産24,024百万円及び使用権資産62,805百万円が計上されており、総資産の41.5%を占めている。連結財務諸表注記「12.有形固定資産(3)減損損失」に記載のとおり、当連結会計年度において有形固定資産から4,080百万円、使用権資産から2,334百万円の減損損失が生じており、これには、会社の保有する店舗から生じた減損損失が含まれている。</p> <p>これらの有形固定資産及び使用権資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、店舗別に識別された資金生成単位ごとに回収可能価額と帳簿価額を比較する減損テストを行う。その結果、回収可能価額が帳簿価額を下回った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。回収可能価額は資金生成単位ごとに、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方が採用される。</p> <p>減損テストにおける回収可能価額は、当年度及び過年度の店舗別損益の実績を基礎として、新型コロナウイルス感染症の影響を反映させた将来キャッシュ・フローを店舗別に見積り、これを現在価値に割り引くことで算定される。このうち、特に新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測及び収束後の業績の予測を踏まえた将来キャッシュ・フローの見積りについては、高い不確実性が伴うため、経営者による判断が減損テストの結果に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗に関する有形固定資産及び使用権資産の減損損失の認識及び測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗に関する有形固定資産及び使用権資産の減損損失の認識及び測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>有形固定資産及び使用権資産の減損損失の認識及び測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、店舗別の将来キャッシュ・フローの見積りに関する内部統制に特に焦点を当てて評価を実施した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>店舗別の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するため、経営者が採用した仮定を当監査法人の理解と比較するとともに、経営者に対する質問及び関連資料の閲覧のほか、主に以下の手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当監査法人のITの専門家を利用し、店舗別の将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる当年度の店舗別損益が、会計システムのデータから適切に作成されていることを確認した。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する仮定について、外部調査機関が公表している収束時期の予測との整合性を確認した。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の発生や緊急事態宣言の発令の前後の店舗業績を立地別業態別に分析し、新型コロナウイルス感染症による行動様式の変化の影響が、会社が予測した収束時期以後の業績の見積りに適切に反映されていることを確認した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トリドールホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トリドールホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	野	隆	樹
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	野	陽	一
--------------------	-------	---	---	---	---

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗に関する有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社トリドールホールディングスは、丸亀製麺をはじめとして、会社及びその連結子会社が国内で運営する店舗の大部分を保有している。注記事項「(重要な会計上の見積り)」に記載のとおり、貸借対照表には店舗に係る有形固定資産24,717百万円が計上されており、総資産の19.7%を占めている。損益計算書に計上されている減損損失4,228百万円には、店舗から生じた減損損失が含まれている。</p> <p>これらの有形固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、店舗別に識別された資産グループごとに、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>減損損失の認識の要否の判定に用いられる店舗別の割引前将来キャッシュ・フローの総額は、当年度及び過年度の店舗別損益の実績を基礎として、新型コロナウイルス感染症の影響を反映させた将来キャッシュ・フローを店舗別に見積ることによって算定される。また、減損損失の測定に用いられる回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことで算定される。このうち、特に新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測及び収束後の業績に関する予測を踏まえた将来キャッシュ・フローの見積りについては、高い不確実性が伴うため、経営者による判断が減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の測定に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗に関する有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「店舗に関する有形固定資産及び使用権資産の減損損失の認識及び測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。